

令和4年3月25日

青森県教育委員会第878回定例会

期 日 令和4年3月25日（金）
場 所 教育庁教育委員会室

会 議 次 第

1 開 会

2 報 告

- 報告第1号 議案に対する意見について …………… 1
- 報告第2号 行政文書不開示決定に対する審査請求に係る
青森県情報公開・個人情報保護審査会への諮
問について ……………（非公開の会議）

3 議 案

- 議案第1号 青森県文化財保護審議会委員の人事について …………… 2
- 議案第2号 青森県古式銃砲刀剣類の登録審査委員の人事
について …………… 3
- 議案第3号 青森県立学校学則の一部を改正する規則案に
ついて …………… 4
- 議案第4号 青森県立学校管理規則の一部を改正する規則
案について …………… 1 4
- 議案第5号 青森県三内丸山遺跡センター規則の一部を改
正する規則案について …………… 1 7
- 議案第6号 県重宝及び県無形民俗文化財の指定について …… 2 0

4 その他

- 県立高等学校における全国からの生徒募集の導入について …… 2 1
- 職員の懲戒処分の状況について …………… 2 2

5 閉 会

報告第 1 号

議案に対する意見について

知事から意見を求められた下記議案について、緊急を要するため、青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則第 4 条第 1 項の規定に基づき、教育長において臨時に代理し、原案に同意したので、ここに報告します。

記

- 1 令和 3 年度青森県一般会計補正予算（第 5 号）案（教育委員会所管分）

議案第 1 号

青森県文化財保護審議会委員の人事について

青森県文化財保護審議会委員の人事を次のとおり行う。

斎藤	政人
石川	善朗
山田	泰子
上條	信彦
瀧本	壽史
藤田	俊雄
下田	雄次
葉山	茂
山田	巖子
岡田	康博
兵藤	勝幸
岡田	あゆみ
山岸	洋貴
柴田	眞理子

青森県文化財保護審議会委員を委嘱する

岡田 俊治

青森県文化財保護審議会委員を任命する

任期は令和 4 年 4 月 9 日から令和 6 年 4 月 8 日までとする

令和 4 年 3 月 2 5 日

青森県教育委員会

議案第 2 号

青森県古式銃砲刀剣類の登録審査委員の 人事について

青森県古式銃砲刀剣類の登録審査委員の人事を次のとおり行う。

杉本	孝
竹内	正光
細越	敬喜
山内	正勝

青森県古式銃砲刀剣類の登録審査委員に任命する

任期は令和 4 年 5 月 1 3 日から令和 6 年 5 月 1 2 日までとする

令和 4 年 3 月 2 5 日

青森県教育委員会

議案第3号

青森県立学校学則の一部を改正する規則案について

1 提案理由

成年年齢の引下げによる保護者の定義の見直し及び青森県立青森北高等学校今別校舎等の廃止に伴う所要の整備を行うため提案するものである。

2 概要

(1) 成年年齢の引下げによる保護者の定義の見直し

民法の一部を改正する法律の施行により成年年齢が20歳から18歳に引き下げられた後も、保護者の指定を円滑に行うことができるよう保護者の定義を見直すことに伴う所要の整備を行うものである。

(2) 県立高等学校の廃止

令和2年度から募集停止とした青森県立青森北高等学校今別校舎、青森県立中里高等学校、青森県立黒石高等学校（昭和23年度の設置に係るもの）、青森県立五戸高等学校、青森県立田子高等学校及び青森県立黒石商業高等学校を廃止することに伴う所要の整備を行うものである。

(3) 連携型高等学校の廃止

連携型高等学校（青森県立田子高等学校）の廃止に伴い、田子町立田子中学校との連携型中高一貫教育を解消するため所要の整備を行うものである。

3 改正案及び新旧対照表

別紙のとおり

4 施行期日

令和4年4月1日から施行する。

青森県立学校学則の一部を改正する規則案

青森県立学校学則の一部を改正する規則を次のように定める。

青森県立学校学則の一部を改正する規則

青森県立学校学則（昭和三十九年四月青森県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「、区分」を削る。

第一条の三を削る。

第十六条第一項を次のように改める。

前条の保護者は、次の各号の一に該当する者で、学校に対して生徒に関するいつさいの責任を負うことができる者でなければならない。

一 次のいずれにも該当する者

ア 父母、兄姉、未成年後見人又は縁故者

イ 成年者で独立の生計を営む者

二 校長が適当と認める者（特別な事情があると認められる場合に限る。）

別表第一を次のように改める。

別表第一

名 称	位 置	課 程	学 科	修業年限
青森県立青森高等学校	青森市桜川八丁目	全日制の課程	普通科	三年
青森県立青森西高等学校	青森市大字新城	全日制の課程	普通科	三年
青森県立青森東高等学校	青森市原別三丁目	全日制の課程	普通科	三年
青森県立青森北高等学校	青森市大字羽白	全日制の課程	普通科 スポーツ科学科	三年

青森県立青森南高等学校	青森市西大野二丁目	全日制の課程	普通科	三年
			外国語科	
青森県立青森中央高等学校	青森市東大野一丁目	全日制の課程	総合学科	三年
青森県立北斗高等学校	青森市松原二丁目	定時制の課程	普通科	三年以上
		通信制の課程	普通科	
青森県立浪岡高等学校	青森市浪岡大字浪岡	全日制の課程	普通科	三年
青森県立五所川原高等学校	五所川原市字中平井町	全日制の課程	普通科	三年
			理数科	
		定時制の課程	普通科	三年以上
青森県立金木高等学校	五所川原市金木町芦野	全日制の課程	普通科	三年
青森県立木造高等学校	つがる市木造日向	全日制の課程	総合学科	三年
	深浦校舎			
	西津軽郡深浦町大字広戸	全日制の課程	総合学科	三年
青森県立鱒ヶ沢高等学校	西津軽郡鱒ヶ沢町大字舞戸町	全日制の課程	普通科	三年
青森県立板柳高等学校	北津軽郡板柳町大字太田	全日制の課程	普通科	三年
青森県立鶴田高等学校	北津軽郡鶴田町大字鶴田	全日制の課程	普通科	三年
青森県立弘前高等学校	弘前市大字新寺町	全日制の課程	普通科	三年
青森県立弘前中央高等学校	弘前市大字蔵主町	全日制の課程	普通科	三年
青森県立弘前南高等学校	弘前市大字大開四丁目	全日制の課程	普通科	三年
青森県立黒石高等学校	黒石市西ヶ丘	全日制の課程	普通科	三年
			情報デザイン科	
		専攻科	看護科	二年
青森県立尾上総合高等学校	平川市高木松元	定時制の課程	総合学科	三年以上
		通信制の課程	普通科	
青森県立三本木高等学校	十和田市西五番町	全日制の課程	普通科	三年

青森県立十和田西高等学校	十和田市大字沢田	全日制の課程	普通科	三年
			観光科	
青森県立三沢高等学校	三沢市松園町一丁目	全日制の課程	普通科	三年
		定時制の課程	普通科	三年以上
青森県立野辺地高等学校	上北郡野辺地町字松ノ木	全日制の課程	普通科	三年
青森県立七戸高等学校	上北郡七戸町字館野	全日制の課程	総合学科	三年
青森県立六戸高等学校	上北郡六戸町大字犬落瀬	全日制の課程	普通科	三年
青森県立百石高等学校	上北郡おいらせ町苗平谷地	全日制の課程	普通科	三年
			食物調理科	
青森県立六ヶ所高等学校	上北郡六ヶ所村大字倉内	全日制の課程	普通科	三年
青森県立田名部高等学校	むつ市海老川町	全日制の課程	普通科	三年
		定時制の課程	普通科	三年以上
青森県立大湊高等学校	むつ市大字大湊	全日制の課程	総合学科	三年
青森県立大間高等学校	下北郡大間町大字大間	全日制の課程	普通科	三年
青森県立八戸高等学校	八戸市長者四丁目	全日制の課程	普通科	三年
青森県立八戸東高等学校	八戸市類家一丁目	全日制の課程	普通科	三年
			表現科	
青森県立八戸北高等学校	八戸市大字大久保	全日制の課程	普通科	三年
青森県立八戸西高等学校	八戸市大字尻内町	全日制の課程	普通科	三年
			スポーツ科学科	
青森県立八戸中央高等学校	八戸市諏訪一丁目	定時制の課程	普通科	三年以上
		通信制の課程	普通科	
青森県立三戸高等学校	三戸郡三戸町大字川守田	全日制の課程	普通科	三年
青森県立五所川原農林高等学校	五所川原市大字一野坪	全日制の課程	生物生産科	三年
			森林科学科	
			環境土木科	

			食品科学科	
青森県立柏木農業高等学校	平川市荒田上駒田	全日制の課程	生物生産科	三年
			環境工学科	
			食品科学科	
			生活科学科	
青森県立三本木農業高等学校	十和田市大字相坂	全日制の課程	植物科学科	三年
			動物科学科	
			農業機械科	
			環境土木科	
			農業経済科	
青森県立三本木農業恵拓高等学校	十和田市大字相坂	全日制の課程	普通科	三年
			植物科学科	
			動物科学科	
			環境工学科	
			食品科学科	
青森県立名久井農業高等学校	三戸郡南部町大字下名久井	全日制の課程	生物生産科	三年
			環境システム科	
青森県立八戸水産高等学校	八戸市大字白銀町	全日制の課程	海洋生産科	三年
			水産食品科	
			水産工学科	
		専攻科	漁業科	二年
機関科				
青森県立青森工業高等学校	青森市大字馬屋尻	全日制の課程	機械科	三年
			電気科	
			電子科	
			情報技術科	
			建築科	
			都市環境科	
		定時制の課程	工業技術科	三年以上
			機械科	

青森県立五所川原工業高等学校	五所川原市大字湊	全日制の課程	電子機械科	三年
			電気科	
			情報技術科	
青森県立五所川原工科高等学校	五所川原市大字湊	全日制の課程	普通科	三年
			機械科	
			電子機械科	
			電気科	
青森県立弘前工業高等学校	弘前市大字馬屋町	全日制の課程	機械科	三年
			電気科	
			電子科	
			情報技術科	
			土木科	
		建築科		
		定時制の課程	工業技術科	三年以上
青森県立十和田工業高等学校	十和田市大字三本木	全日制の課程	機械・エネルギー科	三年
			電気科	
			電子科	
			建築科	
青森県立むつ工業高等学校	むつ市文京町	全日制の課程	機械科	三年
			電気科	
			設備・エネルギー科	
青森県立八戸工業高等学校	八戸市江陽一丁目	全日制の課程	機械科	三年
			電気科	
			電子科	
			土木科	
			建築科	
		材料技術科		
		定時制の課程	工業技術科	三年以上
青森県立青森商業高等学校	青森市大字戸山	全日制の課程	商業科	三年
			情報処理科	
			商業科	

青森県立弘前実業高等学校	弘前市大字中野三丁目	全日制の課程	情報処理科	三年
			家庭科学科	
			服飾デザイン科	
			スポーツ科学科	
青森県立三沢商業高等学校	三沢市春日台二丁目	全日制の課程	商業科	三年
			情報処理科	
青森県立八戸商業高等学校	八戸市大字十日市	全日制の課程	商業科	三年
			情報処理科	

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

青森県立学校学則 新旧対照表

下線部は改正部分

u003cbru003e

改正後					改正前								
(名称、課程等) 第一条 青森県が設置する高等学校、特別支援学校及び中学校（以下「学校」という。）の名称、位置、課程、部、学科、専攻科、別科、修業年限及び障害種別は、別表第一から別表第三までのおりとする。 (併設型高等学校及び併設型中学校) 第一条の二 (略) (削除) (略) (保護者) 第十六条 前条の保護者は、次の各号の二に該当する者で、学校に対して生徒に関するいつさいの責任を負うことができる者でなければならない。 一 次のいずれにも該当する者 ア 父母、兄弟、未成年後見人又は縁故者 イ 成年者で独立の生計を営む者 二 校長が適当と認める者（特別な事情があると認められる場合に限る。） (略)					(名称、課程等) 第一条 青森県が設置する高等学校、特別支援学校及び中学校（以下「学校」という。）の名称、 <u>区分</u> 、位置、課程、部、学科、専攻科、別科、修業年限及び障害種別は、別表第一から別表第三までのおりとする。 (併設型高等学校及び併設型中学校) 第一条の二 (略) (連携型高等学校) 第一条の三 次の表の上欄に掲げる高等学校（以下「連携型高等学校」という。）は、施行規則第八十七条第一項の規定に基づき、同表の下欄に掲げる中学校（以下「連携型中学校」という。）と、あらかじめ協議のうえ、教育課程を編成し、連携型中学校における教育との一貫性に配慮した教育を施すものとする。 <table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <tr> <td>連携型高等学校</td> <td>連携型中学校</td> </tr> <tr> <td>青森県立田子高等学校</td> <td>田子町立田子中学校</td> </tr> </table> (略) (保護者) 第十六条 前条の保護者は、次の各号に該当する者で、学校に対して生徒に関するいつさいの責任を負うことができる者でなければならない。 二 父母、兄弟、未成年後見人又は縁故者 二 成年者で独立の生計を営む者 (略)					連携型高等学校	連携型中学校	青森県立田子高等学校	田子町立田子中学校
連携型高等学校	連携型中学校												
青森県立田子高等学校	田子町立田子中学校												
別表第一					別表第一								
名称	位置	課程	学科	修業年限	名称	区分	位置	課程	学科	修業年限			
青森県立青森高等学校	青森市桜川八丁目	全日制の課程	普通科	三年	青森県立青森高等学校		青森市桜川八丁目	全日制の課程	普通科	三年			
青森県立青森西高等学校	青森市大字新城	全日制の課程	普通科	三年	青森県立青森西高等学校		青森市大字新城	全日制の課程	普通科	三年			
青森県立青森東高等学校	青森市原別三丁目	全日制の課程	普通科	三年	青森県立青森東高等学校		青森市原別三丁目	全日制の課程	普通科	三年			
青森県立青森北高等学校	青森市大字羽白	全日制の課程	普通科 スポーツ科学科	三年	青森県立青森北高等学校		青森市大字羽白	全日制の課程	普通科 スポーツ科学科	三年			
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	全別校舎		東津軽郡全別町大字今別	全日制の課程	普通科	三年			
青森県立青森南高等学校	青森市西大野二丁目	全日制の課程	普通科 外国語科	三年	青森県立青森南高等学校		青森市西大野二丁目	全日制の課程	普通科 外国語科	三年			
青森県立青森中央高等学校	青森市東大野一丁目	全日制の課程	総合学科	三年	青森県立青森中央高等学校		青森市東大野一丁目	全日制の課程	総合学科	三年			
青森県立北斗高等学校	青森市松原二丁目	定時制の課程 通信制の課程	普通科	三年以上	青森県立北斗高等学校		青森市松原二丁目	定時制の課程 通信制の課程	普通科	三年以上			
青森県立浪岡高等学校	青森市浪岡大字浪岡	全日制の課程	普通科	三年	青森県立浪岡高等学校		青森市浪岡大字浪岡	全日制の課程	普通科	三年			
青森県立五所川原高等学校	五所川原市字中平井町	全日制の課程 定時制の課程	普通科 理数科	三年 三年以上	青森県立五所川原高等学校		五所川原市字中平井町	全日制の課程 定時制の課程	普通科 理数科	三年 三年以上			
青森県立金木高等学校	五所川原市金木町芦野	全日制の課程	普通科	三年	青森県立金木高等学校		五所川原市金木町芦野	全日制の課程	普通科	三年			
青森県立木造高等学校	つがる市木造日向	全日制の課程	総合学科	三年	青森県立木造高等学校		つがる市木造日向	全日制の課程	総合学科	三年			
深浦校舎	西津軽郡深浦町大字広戸	全日制の課程	総合学科	三年	深浦校舎		西津軽郡深浦町大字広戸	全日制の課程	総合学科	三年			
青森県立鱒ヶ沢高等学校	西津軽郡鱒ヶ沢町大字舞戸町	全日制の課程	普通科	三年	青森県立鱒ヶ沢高等学校		西津軽郡鱒ヶ沢町大字舞戸町	全日制の課程	普通科	三年			
青森県立板柳高等学校	北津軽郡板柳町大字太田	全日制の課程	普通科	三年	青森県立板柳高等学校		北津軽郡板柳町大字太田	全日制の課程	普通科	三年			
青森県立鶴田高等学校	北津軽郡鶴田町大字鶴田	全日制の課程	普通科	三年	青森県立鶴田高等学校		北津軽郡鶴田町大字鶴田	全日制の課程	普通科	三年			
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	青森県立中里高等学校		北津軽郡中里町大字高根	全日制の課程	普通科	三年			
青森県立弘前高等学校	弘前市大字新寺町	全日制の課程	普通科	三年	青森県立弘前高等学校		弘前市大字新寺町	全日制の課程	普通科	三年			
青森県立弘前中央高等学校	弘前市大字蔵主町	全日制の課程	普通科	三年	青森県立弘前中央高等学校		弘前市大字蔵主町	全日制の課程	普通科	三年			
青森県立弘前南高等学校	弘前市大字大開四丁目	全日制の課程	普通科	三年	青森県立弘前南高等学校		弘前市大字大開四丁目	全日制の課程	普通科	三年			
青森県立黒石高等学校	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	青森県立黒石高等学校	昭和二十三年度の設置に係るもの	黒石市西ヶ丘	全日制の課程	普通科	三年			
		(削除)	(削除)	(削除)				専攻科	看護科	二年			
		全日制の課程	情報デザイン科 看護科	三年									
	専攻科	看護科	二年										
青森県立黒石高等学校	黒石市西ヶ丘	全日制の課程	情報デザイン科 看護科	三年	金和二年度の設置に係るもの	黒石市西ヶ丘	全日制の課程	普通科	情報デザイン科 看護科	三年			
			専攻科	看護科				二年					

青森県立尾上総合高等学校	平川市高木松元	定時制の課程 通信制の課程	総合学科 普通科	三年以上	青森県立尾上総合高等学校	平川市高木松元	定時制の課程 通信制の課程	総合学科 普通科	三年以上
青森県立三本木高等学校	十和田市西五番町	全日制の課程	普通科	三年	青森県立三本木高等学校	十和田市西五番町	全日制の課程	普通科	三年
青森県立十和田西高等学校	十和田市大字沢田	全日制の課程	普通科 観光科	三年	青森県立十和田西高等学校	十和田市大字沢田	全日制の課程	普通科 観光科	三年
青森県立三沢高等学校	三沢市松園町一丁目	全日制の課程 定時制の課程	普通科 普通科	三年 三年以上	青森県立三沢高等学校	三沢市松園町一丁目	全日制の課程 定時制の課程	普通科 普通科	三年 三年以上
青森県立野辺地高等学校	上北郡野辺地町字松ノ木	全日制の課程	普通科	三年	青森県立野辺地高等学校	上北郡野辺地町字松ノ木	全日制の課程	普通科	三年
青森県立七戸高等学校	上北郡七戸町字館野	全日制の課程	総合学科	三年	青森県立七戸高等学校	上北郡七戸町字館野	全日制の課程	総合学科	三年
青森県立六戸高等学校	上北郡六戸町大字犬落瀬	全日制の課程	普通科	三年	青森県立六戸高等学校	上北郡六戸町大字犬落瀬	全日制の課程	普通科	三年
青森県立百石高等学校	上北郡おいらせ町苗平谷地	全日制の課程	普通科 食物調理科	三年	青森県立百石高等学校	上北郡おいらせ町苗平谷地	全日制の課程	普通科 食物調理科	三年
青森県立六ヶ所高等学校	上北郡六ヶ所村大字倉内	全日制の課程	普通科	三年	青森県立六ヶ所高等学校	上北郡六ヶ所村大字倉内	全日制の課程	普通科	三年
青森県立田名部高等学校	むつ市海老川町	全日制の課程 定時制の課程	普通科 普通科	三年 三年以上	青森県立田名部高等学校	むつ市海老川町	全日制の課程 定時制の課程	普通科 普通科	三年 三年以上
青森県立大湊高等学校	むつ市大字大湊	全日制の課程	総合学科	三年	青森県立大湊高等学校	むつ市大字大湊	全日制の課程	総合学科	三年
青森県立大間高等学校	下北郡大間町大字大間	全日制の課程	普通科	三年	青森県立大間高等学校	下北郡大間町大字大間	全日制の課程	普通科	三年
青森県立八戸高等学校	八戸市長者四丁目	全日制の課程	普通科	三年	青森県立八戸高等学校	八戸市長者四丁目	全日制の課程	普通科	三年
青森県立八戸東高等学校	八戸市類家一丁目	全日制の課程	普通科 表現科	三年	青森県立八戸東高等学校	八戸市類家一丁目	全日制の課程	普通科 表現科	三年
青森県立八戸北高等学校	八戸市大字大久保	全日制の課程	普通科	三年	青森県立八戸北高等学校	八戸市大字大久保	全日制の課程	普通科	三年
青森県立八戸西高等学校	八戸市大字尻内町	全日制の課程	普通科 スポーツ科学科	三年	青森県立八戸西高等学校	八戸市大字尻内町	全日制の課程	普通科 スポーツ科学科	三年
青森県立八戸中央高等学校	八戸市諏訪一丁目	定時制の課程 通信制の課程	普通科 普通科	三年以上	青森県立八戸中央高等学校	八戸市諏訪一丁目	定時制の課程 通信制の課程	普通科 普通科	三年以上
青森県立三戸高等学校	三戸郡三戸町大字川守田	全日制の課程	普通科	三年	青森県立三戸高等学校	三戸郡三戸町大字川守田	全日制の課程	普通科	三年
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	青森県立五戸高等学校	三戸郡五戸町字根岸	全日制の課程	普通科	三年
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	青森県立田子高等学校	三戸郡田子町大字相米	全日制の課程	普通科	三年
青森県立五所川原農林高等学校	五所川原市大字一野坪	全日制の課程	生物生産科 森林科学科 環境土木科 食品科学科	三年	青森県立五所川原農林高等学校	五所川原市大字一野坪	全日制の課程	生物生産科 森林科学科 環境土木科 食品科学科	三年
青森県立柏木農業高等学校	平川市荒田上駒田	全日制の課程	生物生産科 環境工学科 食品科学科 生活科学科	三年	青森県立柏木農業高等学校	平川市荒田上駒田	全日制の課程	生物生産科 環境工学科 食品科学科 生活科学科	三年
青森県立三本木農業高等学校	十和田市大字相坂	全日制の課程	植物科学科 動物科学科 農業機械科 環境土木科 農業経済科	三年	青森県立三本木農業高等学校	十和田市大字相坂	全日制の課程	植物科学科 動物科学科 農業機械科 環境土木科 農業経済科	三年
青森県立三本木農業恵拓高等学校	十和田市大字相坂	全日制の課程	普通科 植物科学科 動物科学科 環境工学科 食品科学科	三年	青森県立三本木農業恵拓高等学校	十和田市大字相坂	全日制の課程	普通科 植物科学科 動物科学科 環境工学科 食品科学科	三年
青森県立名久井農業高等学校	三戸郡南部町大字下名久井	全日制の課程	生物生産科 環境システム科	三年	青森県立名久井農業高等学校	三戸郡南部町大字下名久井	全日制の課程	生物生産科 環境システム科	三年
青森県立八戸水産高等学校	八戸市大字白銀町	全日制の課程 専攻科	海洋生産科 水産食品科 水産工学科 漁業科 機関科	三年 二年	青森県立八戸水産高等学校	八戸市大字白銀町	全日制の課程 専攻科	海洋生産科 水産食品科 水産工学科 漁業科 機関科	三年 二年
青森県立青森工業高等学校	青森市大字馬屋尻	全日制の課程	機械科 電気科 電子科 情報技術科 建築科 都市環境科	三年	青森県立青森工業高等学校	青森市大字馬屋尻	全日制の課程	機械科 電気科 電子科 情報技術科 建築科 都市環境科	三年

		定時制の課程	工業技術科	三年以上			定時制の課程	工業技術科	三年以上
青森県立五所川原工業高等学校	五所川原市大字湊	全日制の課程	機械科 電子機械科 電気科 情報技術科	三年	青森県立五所川原工業高等学校	五所川原市大字湊	全日制の課程	機械科 電子機械科 電気科 情報技術科	三年
青森県立五所川原工科高等学校	五所川原市大字湊	全日制の課程	普通科 機械科 電子機械科 電気科	三年	青森県立五所川原工科高等学校	五所川原市大字湊	全日制の課程	普通科 機械科 電子機械科 電気科	三年
青森県立弘前工業高等学校	弘前市大字馬屋町	全日制の課程	機械科 電気科 電子科 情報技術科 土木科 建築科	三年	青森県立弘前工業高等学校	弘前市大字馬屋町	全日制の課程	機械科 電気科 電子科 情報技術科 土木科 建築科	三年
		定時制の課程	工業技術科	三年以上			定時制の課程	工業技術科	三年以上
青森県立十和田工業高等学校	十和田市大字三本木	全日制の課程	機械・エネルギー科 電気科 電子科 建築科	三年	青森県立十和田工業高等学校	十和田市大字三本木	全日制の課程	機械・エネルギー科 電気科 電子科 建築科	三年
青森県立むつ工業高等学校	むつ市文京町	全日制の課程	機械科 電気科 設備・エネルギー科	三年	青森県立むつ工業高等学校	むつ市文京町	全日制の課程	機械科 電気科 設備・エネルギー科	三年
青森県立八戸工業高等学校	八戸市江陽一丁目	全日制の課程	機械科 電気科 電子科 土木科 建築科 材料技術科	三年	青森県立八戸工業高等学校	八戸市江陽一丁目	全日制の課程	機械科 電気科 電子科 土木科 建築科 材料技術科	三年
		定時制の課程	工業技術科	三年以上			定時制の課程	工業技術科	三年以上
青森県立青森商業高等学校	青森市大字戸山	全日制の課程	商業科 情報処理科	三年	青森県立青森商業高等学校	青森市大字戸山	全日制の課程	商業科 情報処理科	三年
青森県立弘前実業高等学校	弘前市大字中野三丁目	全日制の課程	商業科 情報処理科 家庭科学科 服飾デザイン科 スポーツ科学科	三年	青森県立弘前実業高等学校	弘前市大字中野三丁目	全日制の課程	商業科 情報処理科 家庭科学科 服飾デザイン科 スポーツ科学科	三年
(削除)	(削除)	(削除)	(削除) (削除) (削除)	(削除)	青森県立黒石商業高等学校	黒石市あけぼの町	全日制の課程	商業科 情報処理科 情報デザイン科	三年
青森県立三沢商業高等学校	三沢市春日台二丁目	全日制の課程	商業科 情報処理科	三年	青森県立三沢商業高等学校	三沢市春日台二丁目	全日制の課程	商業科 情報処理科	三年
青森県立八戸商業高等学校	八戸市大字十日市	全日制の課程	商業科 情報処理科	三年	青森県立八戸商業高等学校	八戸市大字十日市	全日制の課程	商業科 情報処理科	三年

議案第4号

青森県立学校管理規則の一部を改正する 規則案について

1 提案理由

職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正に伴う所要の整理を行うため提案するものである。

2 概要

職員のサービスの宣誓に関する条例の一部が改正され、宣誓書への氏名の自署及び押印を要しないこととされたことに伴う所要の整理を行うものである。

3 改正案及び新旧対照表

別紙のとおり

4 施行期日

令和4年4月1日から施行する。

青森県立学校管理規則の一部を改正する規則案

青森県立学校管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

青森県立学校管理規則の一部を改正する規則

青森県立学校管理規則（昭和三十二年十一月青森県教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第十九条中「、校長にあつては青森県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の、その他の職員にあつては校長の面前において」を削り、「による宣誓書に署名して」を「の宣誓書によるサービスの宣誓をして」に、「行なう」を「行う」に改める。

第二十一条第二項第一号中「教育長」を「青森県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）」に改める。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

青森県立学校管理規則 新旧対照表

下線部分は改正部分

改正後	改正前
<p>(サービスの宣誓)</p> <p>第十九条 新たに職員となつた者は、職員のサービスの宣誓に関する条例(昭和二十六年三月青森県条例第十四号)の別記様式<u>の宣誓書によるサービスの宣誓をしてから、その職務を行うものとする。</u></p> <p>(公務旅行)</p> <p>第二十一条 (略)</p> <p>2 職員が年次休暇を受けようとするときの届出は、次の各号に定める者に対して行うものとする。</p> <p>一 校長にかかわるもので四日を超えるもの <u>青森県教育委員会教育長(以下「教育長」という。)</u></p> <p>二 (略)</p>	<p>(サービスの宣誓)</p> <p>第十九条 新たに職員となつた者は、<u>校長にあつては青森県教育委員会教育長(以下「教育長」という。)</u>の、<u>その他の職員にあつては校長の面前において、職員のサービスの宣誓に関する条例(昭和二十六年三月青森県条例第十四号)の別記様式による宣誓書に署名してから、その職務を行なうものとする。</u></p> <p>(公務旅行)</p> <p>第二十一条 (略)</p> <p>2 職員が年次休暇を受けようとするときの届出は、次の各号に定める者に対して行うものとする。</p> <p>一 校長にかかわるもので四日を超えるもの <u>教育長</u></p> <p>二 (略)</p>

議案第5号

青森県三内丸山遺跡センター規則の一部を改正する規則案 について

1 提案理由

令和4年2月議会第309回定例会で議決された、青森県三内丸山遺跡センター条例の一部を改正する条例に基づき、三内丸山遺跡センターにおいて、北海道・北東北の縄文遺跡群包括的保存管理計画の推進に関する業務を行うこととするため、所掌事務等について所要の整備を行うため提案するものである。

2 概要

(1) 新たな課の設置

三内丸山遺跡センターに、北海道・北東北の縄文遺跡群包括的保存管理計画の推進に関する業務を行う「世界文化遺産課」を新たに設置し、同課の所掌事務に関する規定を加える。【第2条・第3条関係】

(2) 副所長の職務

三内丸山遺跡センターでは、本規則上の所長を欠員とした上で、特別職非常勤の所長を配置することとなることから、これまでの所務の掌理や職員の指揮監督等の所長業務については、当分の間、副所長が担うこととなる旨の規定を加える。【附則関係】

(3) 開所時間

開所時間の運用実態に照らし、所要の整備を行う。【第6条関係】

3 改正規則案及び新旧対照表

別紙のとおり

4 施行期日

令和4年4月1日

青森県三内丸山遺跡センター規則の一部を改正する規則案

青森県三内丸山遺跡センター規則の一部を改正する規則を次のように定める。

青森県三内丸山遺跡センター規則の一部を改正する規則

青森県三内丸山遺跡センター規則（平成三十年十月青森県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第二条中「及び保存活用課」を「、保存活用課及び世界文化遺産課」に改める。

第三条に次の一項を加える。

3 世界文化遺産課においては、次の事務をつかさどる。

一 北海道・北東北の縄文遺跡群（以下「縄文遺跡群」という。）の保存及び管理に関する指導及び助言に関すること。（遺跡及び県外に所在する資産に関するものを除く。）

二 縄文遺跡群の普及啓発に関すること。

三 縄文遺跡群の保存及び活用を行うための会議の運営に関すること。

四 前各号に掲げるもののほか、北海道・北東北の縄文遺跡群包括的保存管理計画の推進に関すること。

第六条第一項第一号中「十月三十一日」を「九月三十日」に改め、同項第二号中「十一月」を「十月」に改める。

附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。

2 第五条第一項に規定する所長の職務は、当分の間、副所長が行うものとする。この場合において、第六条第二項、第七条、第九条及び第十条中「所長」とあるのは、「副所長」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

○三内丸山遺跡センター規則 新旧対照表

下線部は改正部分

改正後	改正前
<p>(分課) 第二条 センターに、総務課、<u>保存活用課及び世界文化遺産課</u>を置く。</p> <p>(所掌事務) 第三条 [略] 2 [略] 3 <u>世界文化遺産課においては、次の事務をつかさどる。</u> <u>一 北海道・北東北の縄文遺跡群（以下「縄文遺跡群」という。）の保存及び管理に関する指導及び助言に関すること。（遺跡及び県外に所在する資産に関するものを除く。）</u> <u>二 縄文遺跡群の普及啓発に関すること。</u> <u>三 縄文遺跡群の保存及び活用を行うための会議の運営に関すること。</u> <u>四 前各号に掲げるもののほか、北海道・北東北の縄文遺跡群包括的保存管理計画の推進に関すること。</u></p> <p>(開所時間) 第六条 [略] 一 六月一日から<u>九月三十日まで</u> 午前九時から午後六時まで 二 <u>十月一日から翌年の五月三十一日まで</u> 午前九時から午後五時まで 2 [略]</p> <p>附 則 1 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。 2 <u>第五条第一項に規定する所長の職務は、当分の間、副所長が行うものとする。この場合において、第六条第二項、第七条、第九条及び第十条中「所長」とあるのは、「副所長」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>(分課) 第二条 センターに、総務課<u>及び保存活用課</u>を置く。</p> <p>(所掌事務) 第三条 [略] 2 [略]</p> <p>(開所時間) 第六条 [略] 一 六月一日から<u>十月三十一日まで</u> 午前九時から午後六時まで 二 <u>十一月一日から翌年の五月三十一日まで</u> 午前九時から午後五時まで 2 [略]</p> <p>附 則 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。</p>

議案第6号

県重宝及び県無形民俗文化財の指定について

青森県文化財保護条例（昭和50年12月青森県条例第46号）第4条第1項及び第30条第1項の規定により、次の表に掲げるものを県重宝及び県無形民俗文化財に指定する。

1 県重宝に指定するもの

種別	名称	員数	所在地	所有者
県重宝 (建造物)	五林神社五輪塔	1基	中泊町中里字亀山 781	五林神社 氏子総代長
県重宝 (建造物)	乳井神社五輪塔	1基	弘前市乳井字外ノ沢66	宗教法人 乳井神社
県重宝 (考古資料)	浜尻屋貝塚出土 骨角器類	87点	東通村大字田屋字家ノ上 29-2 (東通村歴史民俗資料館)	東通村

2 県無形民俗文化財に指定するもの

種別	名称	所在地	保護団体
県無形 民俗文化財	津軽の七日堂祭	弘前市百沢 岩木山神社 弘前市鬼沢 鬼神社 平川市猿賀 猿賀神社	岩木山神社百沢町会氏子 鬼神社氏子総代 猿賀神社猿賀町会氏子

[その他]

県立高等学校における全国からの生徒募集の導入について

青森県立高等学校教育改革推進計画第2期実施計画における全国からの生徒募集の候補校のうち、次の高等学校について、高等学校所在市町の意向等を踏まえ導入校とする。

1 導入校

青森県立鱒ヶ沢高等学校

青森県立三戸高等学校

青森県立柏木農業高等学校

青森県立名久井農業高等学校

2 募集期間

令和5年度から令和9年度までの青森県立高等学校入学者選抜において県外生徒を募集する。

[その他]

職員の懲戒処分の状況について 令和4年3月（2月1日～3月24日分）

青森県教育委員会

- 事案1 ①被処分者 特別支援学校 講師（68歳 女性）
②事件の概要等 交通法規違反
(最高速度30km/h以上50km/h未満の速度超過)
- ・ 令和3年9月22日（水）午前10時7分頃
 - ・ 上北郡七戸町内の町道
 - ・ 最高速度40km/hのところ、79km/hで走行
- ③処分内容 戒告
④処分年月日 令和4年2月4日
- 事案2 ①被処分者 中南地域の高等学校 教諭（59歳 男性）
②事件の概要等 人身事故（治療期間が15日未満）、信号無視
- ・ 令和3年7月26日（月）午前6時41分頃
 - ・ 南津軽郡田舎館村内の県道
 - ・ 自動車を運転中、赤信号を見落として交差点に進入したため、左側から同交差点に進入してきた自動車と衝突したもの。
 - ・ 事故の相手方（女性1名 15日未満の加療）
- ③処分内容 戒告
④処分年月日 令和4年2月7日

- 事案3 ①被 処 分 者 下北地域むつ市の小学校 教諭 (50歳 男性)
- ②事件の概要等 女性職員に対するセクシュアル・ハラスメント
- ・ 令和3年10月頃から12月頃にかけて、女性職員が運転する自動車
で自宅へ送ってもらった際、車中において、女性職員に対し、手を
握る、抱きしめる等の行為を行ったもの。
- ③処 分 内 容 停職6月
- ④処分年月日 令和4年3月22日

- 事案4 ①被 処 分 者 三八地域の高等学校 教諭 (49歳 男性)
- ②事件の概要等 人身事故 (治療期間が30日以上3月未満)
- ・ 令和3年8月2日 (月) 午前6時5分頃
 - ・ 八戸市内の市道
 - ・ 自動車を運転中、逆光のため左前方にいた歩行者に気づかず、背後
から衝突したもの。
 - ・ 事故の相手方 (男性1名 約3か月の加療)
- ③処 分 内 容 戒告
- ④処分年月日 令和4年3月23日

参 考 資 料

第 8 7 8 回定例会（令和 4 年 3 月）

- 報告第 1 号
議案に対する意見について P 1
- 議案第 1 号
青森県文化財保護審議会委員の人事について P 2 ~P 3
- 議案第 2 号
青森県古式銃砲刀剣類の登録審査委員の人事について P 4 ~P 5
- 議案第 5 号
青森県三内丸山遺跡センター規則の一部を改正する規則案について P 6 ~P14
- 議案第 6 号
県重宝及び県無形民俗文化財の指定について P15~P33

令和3年度一般会計補正予算（第5号）について（教育委員会所管分）

補正予算額	△3,026,027千円
現計予算額	127,566,880千円
補正後の予算額	124,540,853千円

◎要求の主なもの

※人件費分 $\Delta 2,356,098$ 千円

教育行政費	$\Delta 92,567$ 千円
小学校費	$\Delta 1,145,854$ 千円
中学校費	$\Delta 665,411$ 千円
高等学校総務費	$\Delta 132,680$ 千円
特別支援学校費	$\Delta 290,003$ 千円
社会教育振興費	$\Delta 23,809$ 千円
保健給食振興費	$\Delta 5,774$ 千円
○事務局等分	$\Delta 122,150$ 千円
○学 校 分	$\Delta 2,233,948$ 千円
定期人事異動及び人事委員会勧告に伴う給与改定等による給与費の精査	

※人件費以外分 $\Delta 669,929$ 千円

教育指導費	$12,687$ 千円
○県立学校修学旅行キャンセル料支援事業費	$12,687$ 千円
県立学校における児童生徒の保護者の経済的な負担軽減を図るため、修学旅行が中止となった場合等に発生するキャンセル料を軽減するのに要する経費の増額補正	
体育振興費	$36,464$ 千円
○体育施設運営管理費	$36,464$ 千円
県営スケート場及び県武道館の使用料収入の減少に伴う指定管理委託料の増額に要する経費	
教育行政費ほか17目	$\Delta 719,080$ 千円
○事業費の精査	$\Delta 719,080$ 千円

青森県文化財保護審議会委員 人事案

担当分野	現在の委員（令和2年4月9日～令和4年4月8日）				委員候補者（令和4年4月9日～令和6年4月8日）				付記
	氏名	住所	職業	委嘱年	氏名	住所	職業	委嘱年	
1 県重宝	岡田 俊治	弘前市	県立弘前工業高等学校 教諭	平成 28	岡田 俊治	弘前市	県立弘前工業高等学校 教諭	平成 28	再任
	斎藤 政人	南部町	県立八戸工業高等学校 非常勤講師	平成 30	斎藤 政人	南部町	県立八戸工業高等学校 非常勤講師	平成 30	再任
3 美術工芸品 (工芸品)	石川 善朗	弘前市	弘前大学教育学部 非常勤講師	平成 24	石川 善朗	弘前市	弘前大学教育学部 非常勤講師	平成 24	再任
	山田 泰子	八戸市	八戸市美術館美術専門監	平成 30	山田 泰子	八戸市	八戸市美術館美術専門監	平成 30	再任
5 考古資料	(欠員)				上條 信彦	弘前市	弘前大学人文社会科学部教授		新任
6 歴史資料	福井 敏隆	弘前市	弘前市文化財保護審議会委員長	平成 18	福本 壽史	平川市	弘前大学教育推進機構キヤリア センター一特任教授	平成 18	新任
	藤田 俊雄	八戸市	八戸市立図書館事務員	平成 24	藤田 俊雄	八戸市	八戸市立図書館事務員	平成 24	再任
8 芸芸	下田 雄次	弘前市	弘前大学非常勤講師	令和 2	下田 雄次	弘前市	弘前大学非常勤講師	令和 2	再任
	外崎 純一	青森市	民俗芸能学会評議員	平成 24	葉山 茂	弘前市	弘前大学人文社会科学部准教授	平成 24	新任
9 民俗文化財	山田 巖子	弘前市	弘前大学人文社会科学部教授	平成 15	山田 巖子	弘前市	弘前大学人文社会科学部教授	平成 15	再任
	工藤 竹久	八戸市	元八戸市博物館 館長	平成 24	岡田 康博	弘前市	世界文化遺産登録専門監	平成 24	新任
12 記念物	兵藤 勝幸	藤崎町	藤崎造園 代表	平成 30	兵藤 勝幸	藤崎町	藤崎造園 代表	平成 30	再任
	岡田 あゆみ	十和田市	北里大学獣医学部准教授	令和 2	岡田 あゆみ	十和田市	北里大学獣医学部准教授	令和 2	再任
14 植物	山岸 洋貴	弘前市	弘前大学農学生命科学部白神 自然環境センター 助教	平成 30	山岸 洋貴	弘前市	弘前大学農学生命科学部白神 自然環境センター 助教	平成 30	再任
	柴田 眞理子	青森市	元県立青森戸山高等学校校長	平成 26	柴田 眞理子	青森市	元県立青森戸山高等学校校長	平成 26	再任

青森県文化財保護審議会委員 人事案

青森県文化財保護審議会 関係法令（抜粋）

文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）

（地方文化財保護審議会）

第 190 条 都道府県及び市町村（いずれも特定地方公共団体であるものを除く。）の教育委員会に、条例の定めるところにより、文化財に関して優れた識見を有する者により構成される地方文化財保護審議会を置くことができる。

2 （略）

3 地方文化財保護審議会は、都道府県又は市町村の教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、並びにこれらの事項に関して当該都道府県又は市町村の教育委員会に建議する。

4 地方文化財保護審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

青森県文化財保護審議会条例（昭和 50 年 12 月青森県条例第 44 号）

（設置）

第 1 条 文化財保護法（昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号）第 190 条第 1 項の規定に基づき、青森県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に青森県文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織）

第 2 条 審議会は、15 人以内の委員で組織する。

（委嘱及び任命）

第 3 条 委員及び臨時委員は、学識経験のある者、関係行政機関の職員及び県の職員のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

（任期等）

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 （略）

青森県古式銃砲刀剣類の登録審査委員 人事案

○現在の委員（令和2年5月13日～令和4年5月12日）

No.	氏 名	住 所	職 業	委嘱年
1	すぎもと 杉本 <small>たかし</small> 孝	八戸市	テイエス（株）代表取締役	平成 22
2	たけうち 竹内 <small>まさみつ</small> 正光	五所川原市	無職	平成 28
3	ほそごえ 細越 <small>ひろき</small> 敬喜	八戸市	日本刀研磨業（自営）	平成 28
4	やまうち 山内 <small>まさかつ</small> 正勝	田舎館村	無職	平成 30
5	(欠員)			

○新委員候補者（令和4年5月13日～令和6年5月12日）

No.	氏 名	住 所	職 業	付記
1	すぎもと 杉本 <small>たかし</small> 孝	八戸市	テイエス（株）代表取締役	再任
2	たけうち 竹内 <small>まさみつ</small> 正光	五所川原市	無職	再任
3	ほそごえ 細越 <small>ひろき</small> 敬喜	八戸市	日本刀研磨業（自営）	再任
4	やまうち 山内 <small>まさかつ</small> 正勝	田舎館村	無職	再任
5	(欠員)			

青森県古式銃砲刀剣類の登録審査委員 関係法令（抜粋）

○銃砲刀剣類所持等取締法

（登録）

第 1 4 条 都道府県の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 3 条第 1 項の条例の定めるところによりその長が文化財の保護に関する事務を管理し、及び執行することとされた都道府県にあつては、当該都道府県の知事。以下同じ。）は、美術品若しくは骨とう品として価値のある火縄式銃砲等の古式銃砲又は美術品として価値のある刀剣類の登録をするものとする。

2 銃砲又は刀剣類の所有者（所有者が明らかでない場合にあつては、現に所持する者。以下同じ。）で前項の登録を受けようとするものは、文部科学省令で定める手続により、その住所の所在する都道府県の教育委員会に登録の申請をしなければならない。

3 第 1 項の登録は、登録審査委員の鑑定に基いてしなければならない。

4～5（略）

○銃砲刀剣類登録規則

（登録審査委員）

第 2 条 法第 1 4 条第 3 項の登録審査委員は、銃砲又は刀剣類に関し学識経験のある者のうちから都道府県の教育委員会が任命する。

○青森県古式銃砲刀剣類の登録審査委員に関する規則

（任命等）

第 2 条 審査委員は、銃砲又は刀剣類に関し学識経験のある者のうちから青森県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が任命する。

2 審査委員の定数は、5 人とする。

3 審査委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠審査委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 教育委員会は、特別の事由があるときは、審査委員を免ずることができる。

○青森県古式銃砲刀剣類登録審査委員の候補者資格基準要項

1 銃砲刀剣類に関し、専門的な知識・経験を有する者

2 美術商・古美術商その他銃砲又は刀剣類の売買仲買等を営んでいない者

3 銃砲刀剣類所持等取締法に違反していない者及び同法に関連する係争に関係していない者

4 原則として、満 8 0 歳以下の者

青森県三内丸山遺跡センター規則の一部を改正する規則案 概要

1 改正理由

令和4年度以降、北海道・北東北の縄文遺跡群（以下「縄文遺跡群」という。）関係業務が知事部局から教育委員会に移管されることに伴い、移管先となる三内丸山遺跡センター（以下「センター」という。）の所掌事務等について所要の整備を行うため規則改正するものである。

<これまでの経緯>

縄文遺跡群に関する業務については、平成27年度に教育委員会から知事部局に移管され、現在は、企画政策部世界文化遺産登録推進室（以下「推進室」という。）の所管となっている。

令和3年7月に縄文遺跡群が世界文化遺産に登録されたことを踏まえ、令和3年度末をもって推進室の組織を解消し、関係業務は再び教育委員会が所管することとなる予定であり、具体的にはセンターが当該業務を行うこととして、2月県議会（第309回定例会）に三内丸山遺跡センター条例（以下「条例」という。）の一部改正案を提出し、議決されたところである。

<条例改正の内容>

今後、県は自らが管理する三内丸山遺跡の保存管理を推進するとともに、県内の他の構成資産と連携を図り、「北海道・北東北の縄文遺跡群包括的保存管理計画」に基づく保存・管理や公開・活用、連携・協力体制の整備等を進めることが求められることから、条例第2条に次の業務規定を追加することとした。

【追加する規定（第6号として追加）】

北海道・北東北の縄文遺跡群包括的保存管理計画の推進に関すること。

2 改正内容

（1）新たな課の設置（所掌事務の追加）

センターに縄文遺跡群に関する事務を所掌する課を新設することとし、第二条（分課）に「世界文化遺産課」を加える。

また、世界文化遺産課の事務について規定するため、第三条（所掌事務）に次のとおり第三項を加える。

- 3 世界文化遺産課においては、次の事務をつかさどる。
- 一 北海道・北東北の縄文遺跡群（以下「縄文遺跡群」という。）の保存及び管理に関する指導及び助言に関すること。（遺跡及び県外に所在する資産に関するものを除く。）
 - 二 縄文遺跡群の普及啓発に関すること。
 - 三 縄文遺跡群の保存及び活用を行うための会議の運営に関すること。
 - 四 前各号に掲げるもののほか、北海道・北東北の縄文遺跡群包括的保存管理計画の推進に関すること。

（2）副所長の職務

令和4年度以降センターでは、当分の間、当該規則上の所長を欠員とした上で、特別職非常勤職員を専任の所長としての配置することとなった。これに伴い、これまでの所長業務（所務の掌理や職員の指揮監督等）については副所長が担うこととなる。

このため、制定附則において、当分の間、所長の職務は副所長が行うこと及び同規則中の「所長」を「副所長」と読み替える旨の規定を加える。

- 1 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。
- 2 第五条第一項に規定する所長の職務は、当分の間、副所長が行うものとする。
この場合において、第六条第二項、第七条、第九条及び第十条中「所長」とあるのは、「副所長」と読み替えるものとする。

（3）センターの開所時間

開所時間の該当期間を運用実態に合わせ、次のとおり改正する。

【現行】

六月一日から十月三十一日まで 午前九時から午後六時まで
十一月一日から翌年の五月三十一日まで 午前九時から午後五時まで

【改正後】

六月一日から九月三十日まで 午前九時から午後六時まで
十月一日から翌年の五月三十一日まで 午前九時から午後五時まで

3 施行日

令和4年4月1日

○青森県三内丸山遺跡センター条例（改正見え消し）

平成三十年三月二十八日

青森県条例第二号

改正 平成三一年三月二二日条例第五五号

青森県三内丸山遺跡センター条例をここに公布する。

青森県三内丸山遺跡センター条例

（設置）

第一条 三内丸山遺跡（以下「遺跡」という。）の保存及び活用を行うこと等により、県民の文化の振興に資するため、青森市に三内丸山遺跡センター（以下「センター」という。）を設置する。

（業務）

第二条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- 一 遺跡に関する調査及び研究に関すること。
- 二 遺跡及び遺跡の出土品の保存に関すること。
- 三 遺跡に関する資料の展示に関すること。
- 四 遺跡に関する学習の機会及び情報の提供に関すること。
- 五 その他遺跡の保存及び活用に関し必要な業務
- 六 北海道・北東北の縄文遺跡群包括的保存管理計画の推進に関すること。

（職員）

第三条 センターに所長その他必要な職員を置く。

（使用の承認）

第四条 別表第二号に掲げる場合において、センターの施設を使用しようとする者は、教育委員会の承認を受けなければならない。

（使用料）

第五条 センターの施設を使用する者（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料を納入しなければならない。

- 2 前項の規定により納入した使用料は、還付しない。ただし、天災その他使用者の責めによらない理由によりセンターの施設を使用することができなくなった場合は、この限りでない。

（使用料の免除）

第六条 知事は、特別の理由があると認めたときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

（使用の制限等）

第七条 教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該使用者のセ

ンターの使用を拒み、その使用の承認を取り消し、又はその使用を制限することができる。

一 他の使用者に迷惑をかけ、又はそのおそれがあるとき。

二 センターの施設、設備等を毀損し、若しくは汚損し、又はそれらのおそれがあるとき。

三 この条例又はこの条例に基づく教育委員会規則に違反したとき。

2 教育委員会は、前項に規定する場合のほか、センターの管理運営上支障があると認めるときは、センターの使用を制限することができる。

(委任)

第八条 この条例に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成三十一年条例第五五号)

1 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。

2 この条例の施行の際現に受けている使用の承認に係る使用料については、なお従前の例による。

別表 (第四条、第五条関係)

(平三一条例五五・一部改正)

一 遺跡に関する資料の観覧のための使用の場合

区分		金額 (一回につき)	
常設の展示 の観覧	個人	高等学校生徒、中等教育学校 後期課程生徒及び学生	二百円
		一般	四百十円
	団体 (二十 人以上のも のに限る。)	高等学校生徒、中等教育学校 後期課程生徒及び学生	一人につき 百六十円
		一般	一人につき 三百三十円
特別の展示の観覧		知事はその都度定める額	

備考

1 常設の展示の観覧には、遺跡の区域の観覧を含む。

2 特別の展示の観覧に係る使用料を納入した者の常設の展示の観覧に係る使用料は、無料とする。

二 企画展示室等の使用の場合

区分	九時から十二時 まで	十三時から十七時 まで	九時以前、十二 時から十三時ま で及び十七時以 降 (一時間につ き)
使用者が入場料を徴収 しない場合	企画展示室	四千三百五十円	五千八百円
	展示準備室	千二百三十円	千六百四十円
	ギャラリー	四千七百七十円	六千三百六十円
			千四百五十円
			四百十円
			千五百九十円

使用者が入場料を徴収する場合	企画展示室	八千七百円	一万千六百円	二千九百円
	展示準備室	二千四百六十円	三千二百八十円	八百二十円
	ギャラリー	九千五百四十円	一万二千七百二十円	三千百八十円

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

○青森県三内丸山遺跡センター規則（改正案見え消し）

平成三十年十月九日
青森県教育委員会規則第八号

青森県三内丸山遺跡センター規則をここに公布する。

青森県三内丸山遺跡センター規則

（趣旨）

第一条 この規則は、青森県三内丸山遺跡センター条例（平成三十年三月青森県条例第二号。以下「条例」という。）第八条の規定に基づき、三内丸山遺跡センター（以下「センター」という。）の組織及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（分課）

第二条 センターに、総務課及び、保存活用課及び世界文化遺産課を置く。

（所掌事務）

第三条 総務課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 公印の保管に関する事。
- 二 職員の人事、給与及び福利厚生に関する事。
- 三 書類の收受及び発送に関する事。
- 四 行政文書の管理及び歴史公文書の保存等に関する事。
- 五 予算及び決算に関する事。
- 六 物品の出納及び管理に関する事。
- 七 条例別表第二号に掲げる施設（以下「企画展示室等」という。）の使用の承認並びに使用料の徴収及び免除に関する事。
- 八 施設設備の管理に関する事。
- 九 三内丸山遺跡センター運営協議会に関する事。
- 十 前各号に掲げるもののほか、庶務一般に関する事。

2 保存活用課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 三内丸山遺跡（以下「遺跡」という。）の発掘調査及び遺跡に関連する縄文文化（以下「縄文文化」という。）の調査に関する事。
- 二 遺跡及び遺跡の出土品並びに縄文文化（以下「遺跡等」という。）の研究に関する事。
- 三 遺跡及び遺跡の出土品の保存に関する事。
- 四 遺跡等に関する資料の展示及び説明に関する事。
- 五 遺跡等に関する体験学習の実施等に関する事。
- 六 遺跡等に関する案内書、図録、年報等の作成及び配布に関する事。

3 世界文化遺産課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 北海道・北東北の縄文遺跡群（以下「縄文遺跡群」という。）の保存及び管理に関する指導及び助言に関する事。（遺跡及び県外に所在する資産に関する事を除く。）
- 二 縄文遺跡群の普及啓発に関する事。

三 縄文遺跡群の保存及び活用を行うための会議の運営に関すること。

四 前各号に掲げるもののほか、北海道・北東北の縄文遺跡群包括的保存管理計画の推進に関すること。

(職員の職)

第四条 センターに、次の職を置く。

- 一 所長
- 二 副所長
- 三 課長
- 2 前項に規定する職のほか、必要に応じ次の職を置く。
 - 一 副課長
 - 二 総括主幹
 - 三 総括主幹専門員
 - 四 主幹
 - 五 文化財保護主幹
 - 六 主幹専門員
 - 七 主査
 - 八 文化財保護主査
 - 九 主任専門員
 - 十 主事
 - 十一 文化財保護主事
 - 十二 専門員
- 3 前二項各号に掲げる職には、事務職員をもって充てる。
- 4 第一項及び第二項に規定する職のほか、技能技師を置くことができる。

(職員の職務)

第五条 所長は、所務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

- 2 副所長は、所長を補佐し、所務を整理する。
- 3 課長は、上司の命を受け、課の事務を処理する。
- 4 副課長は、上司の命を受け、課長の補助的事務に従事し、課の事務を整理する。
- 5 総括主幹は、上司の命を受け、特に命ぜられた重要な事務を掌理する。
- 6 総括主幹専門員は、上司の命を受け、培われた知識、経験又は能力に応じた特に命ぜられた重要な事務を掌理する。
- 7 主幹は、上司の命を受け、特に命ぜられた事務を掌理する。
- 8 文化財保護主幹は、上司の命を受け、埋蔵文化財に関する特に命ぜられた専門的事務を掌理する。
- 9 主幹専門員は、上司の命を受け、培われた知識、経験又は能力に応じた特に命ぜられた事務を掌理する。
- 10 主査は、上司の命を受け、重要な事務に従事する。
- 11 文化財保護主査は、上司の命を受け、埋蔵文化財に関する高度な専門的事務に従事する。
- 12 主任専門員は、上司の命を受け、培われた知識、経験又は能力に応じた重要な事務に従事する。
- 13 主事は、上司の命を受け、事務に従事する。
- 14 文化財保護主事は、上司の命を受け、埋蔵文化財に関する専門的事務に従事する。

- 15 専門員は、上司の命を受け、培われた知識、経験又は能力に応じた事務に従事する。
- 16 技能技師は、上司の命を受け、技能的業務に従事する。

(開所時間)

第六条 センターの開所時間は、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に掲げる時間とする。

- 一 六月一日から~~十月三十一日~~九月三十日まで 午前九時から午後六時まで
 - 二 ~~十一月十月~~一日から翌年の五月三十一日まで 午前九時から午後五時まで
- 2 所長は、前項の規定にかかわらず、必要と認めたときは開所時間を変更することができる。

(休所日)

第七条 センターの休所日は、次のとおりとする。ただし、所長は、特別の事情があるときは、臨時に休所することができる。

- 一 毎月第四月曜日 ただし、この日が国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日に当たる場合は、その翌日以後の直近の休日でない日とする。
 - 二 年末年始 十二月三十日、十二月三十一日及び一月一日
 - 三 所内整理日 年間十日以内
- 2 所長は、前項の規定にかかわらず、必要と認めたときは休所日に開所することができる。

(観覧券の交付)

第八条 遺跡に関する資料を観覧しようとする者は、観覧券の交付を受けなければならない。

(使用手続)

第九条 企画展示室等を使用しようとする者は、使用の日の七日前までに、使用承認申請書を所長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 所長は、企画展示室等の使用を承認したときは、使用承認書を交付するものとする。
- 3 前項の使用承認書の交付を受けた者は、条例に定める使用料を前納しなければならない。

(使用料の免除)

第十条 所長は、条例別表第一号に掲げる常設の展示の観覧が次の各号のいずれかに該当するときは、条例第六条の規定により、使用料の全部又は一部を免除するものとし、その免除の額は、当該各号に定める額とする。

- 一 教育課程に基づく学習活動として特別支援学校高等部の生徒が観覧するとき 使用料の全部の額
- 二 教育課程に基づく学習活動として観覧する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程及び特別支援学校の児童、生徒を引率する教職員が観覧するとき 使用料の全部の額
- 三 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）による児童福祉施設に入所している少年及び引率する当該施設の職員が観覧するとき 使用料の全部の額

- 四 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）による身体障害者手帳の交付を受けている者及びその付添人が観覧するとき（免除する付添人は、当該障害者一人につき一人までとする。） 使用料の全部の額
- 五 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者、療育手帳の交付を受けている知的障害者及びこれらの付添人が観覧するとき（免除する付添人は、当該障害者一人につき一人までとする。） 使用料の全部の額
- 六 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）による老人福祉施設に入所している者及び引率する当該施設の職員が観覧するとき 使用料の全部の額
- 七 前各号に掲げるもののほか、所長が特に使用料の免除を必要と認めたとき 使用料の全部又は一部の額
- 2 所長は、企画展示室等の使用がセンターの目的にふさわしい資料展示、体験学習等のためであって、次の各号のいずれかに該当するときは、条例第六条の規定により、使用料の全部又は一部を免除するものとし、その免除の額は、当該各号に定める額とする。
- 一 専ら小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程及び特別支援学校の児童、生徒並びに前項第三号から第七号までに規定する者を対象とする事業のために使用するとき 使用料の全部の額
- 二 地方公共団体又は県民の文化の振興を目的として活動している団体が使用するとき 使用料の二分の一の額
- 三 前二号に掲げるもののほか、所長が特に使用料の免除を必要と認めたとき 使用料の二分の一の額

（運営協議会）

- 第十一条 センターの円滑な運営に資するため、三内丸山遺跡センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置する。
- 2 運営協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育長が定める。

（施行事項）

- 第十二条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。
- 2 第五条第一項に規定する所長の職務は、当分の間、副所長が行うものとする。この場合において、第六条第二項、第七条、第九条及び第十条中「所長」とあるのは、「副所長」と読み替えるものとする。

附 則

- この規則は、令和四年四月一日から施行する。

県重宝（建造物）の指定について

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 文化財の種別 | 県重宝（建造物） |
| 2 | 名称及び員数 | 五林神社五輪塔 1基
<small>ごりんじんじゃごりんとう</small> |
| 3 | 所有者 | 五林神社氏子総代長 古川 春喜
<small>ごりんじんじゃ こがわ はるき</small> |
| 4 | 所在地 | 中泊町中里字亀山781
<small>なかさと かめやま</small> |
| 5 | 建築年代 | 鎌倉時代から室町時代後期 |
| 6 | 構造及び形式 | 砂岩 高さ120.0cm、幅46.5cm、奥行45.0cm |
| 7 | 由緒及び沿革 | |

この五輪塔のある一帯は古くから「ごりん」と呼ばれ、「五輪村」「五林村」などと記されてきた。五輪塔からきた村名と考えられる。じょうきょう貞享元年（1684）の「中里村絵図」（中泊町博物館蔵）に描かれた「五輪村」の南側に「石塔ノ添・げばた下畑」の文字があり、石塔がほぼ現在地にあった事がわかる。

江戸時代後期に津軽地方を旅した菅江真澄は「外浜奇勝」の寛政8年（1796）6月21日の記事で、五輪塔の存在を記している。また、「に し き の は ま邇辞貴迺波末」の寛政10年（1798）7月25日の記事で、五輪塔が移動した可能性がある事や、五輪塔に対する村人の信仰の様子も記しているが、図はない。

嘉永7年（1854）に下之切通りを旅した弘前藩士で兵学者の岡本青鷺（三弥と称した）は「なかどおり中通」（弘前市立弘前図書館蔵）という記録を残しており、沿道の様子を図入りで書き、中里村の所でこの五輪塔や宝篋印塔について図示している。

8 現況

国道339号沿いの中泊町博物館の北に位置する五林神社のご神体として、宝篋印塔の残部と一緒に祀られ、地元では安産の神様として信仰を集めてきたという。

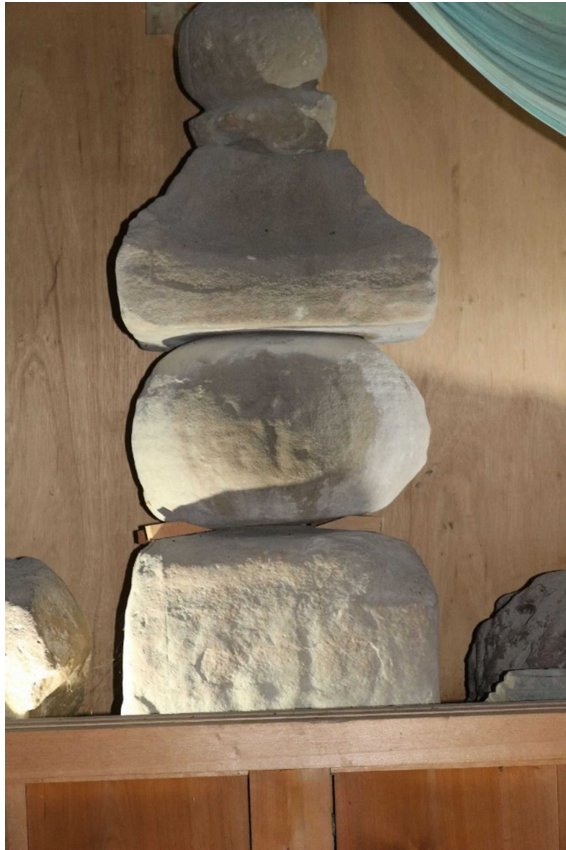
現社殿は昭和36年（1961）に新築されたもので、それ以前は屋外にあったという。社殿は五輪塔及び宝篋印塔を安置している部分は、基礎がしっかりしており、60年立った今でも十分重量に耐えている。

また、平成4年（1992）4月17日に宝篋印塔と共に町指定有形文化財となった。

9 指定事由

青森県内に現存する中世の資料は少なく、とりわけ文書資料は特に少ないが五輪塔は、残欠部分などを含めると50基ほど残っている。この五輪塔は様式から鎌倉時代から室町時代前期に造られたものと推定され、数少ない完形品の一つで、鎌倉時代から室町時代にかけての本県の歴史を物語る資料としても貴重であり、指定に値するものである。

中泊町・五林神社五輪塔の写真



壇上にご神体として祀られている



正面



中泊町博物館の複製品（本来の組合わせになっている）

【参考資料・保存管理の状況】

五林神社 五輪塔収納部分（背面）



県重宝（建造物）の指定について

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 文化財の種別 | 県重宝（建造物） |
| 2 | 名称及び員数 | 乳井神社五輪塔 1基
<small>にゅういじんじやごりんとう</small> |
| 3 | 所有者 | 宗教法人乳井神社
<small>にゅういじんじや</small> |
| 4 | 所在地 | 弘前市乳井字外ノ沢 6 6
<small>にゅうい そとのさわ</small> |
| 5 | 建築年代 | 鎌倉時代前期 |
| 6 | 構造及び形式 | 凝灰岩 高さ 120.0 cm、幅 78.0 cm、奥行 72.0 cm（空風輪は欠損）
<small>くうふうりん</small> |
| 7 | 由緒及び沿革 | |

乳井神社は中世に津軽地方に勢力をもった修験しゅげんの福王寺ふくおうじの後身と考えられており、この五輪塔は本殿の裏にあったものである。社伝によれば福王寺の創建は承暦じょうりやく 2年（1078）という。なお、貞応じょうおう 2年（1223）の「僧栄秀寄進状」と「僧栄秀讓状えいしゅうずりじょう」（ともに岩手大学、新渡戸文書）に福王寺の名称が見える。

乳井神社の本殿は弘前藩三代藩主津軽信義つがるのぶよしによって、明暦元年（1655）に毘沙門堂として再建され、藩の祈願所の一つであった。明治4年（1871）の廃藩置県後、乳井神社と改称され現在に至っている。この五輪塔については詳しい資料は残っていないが、福王寺の遺物として、境内や墓地内にある板碑いたびと共に大切に扱われてきた。

8 現況

大型の五輪塔で、空・風輪は当初のものではなく、火・水・地輪か すい ちりんは後部に破損が見られるが、押しつぶされた形の水輪には三面に種子しゅじが刻まれており、正面はバン（大日如来）である。ただし、現在は摩耗が進みはっきりしない。

五輪塔のある墓所には、中世の板碑も 10 基存在し、乾元けんげん 2年（1303）の紀年銘を持つものもある。

現在は、リンゴ畑の脇を迂回するコンクリート製の道路が乳井町会によって整備され、破損状態を食い止めるため、覆屋を建築して雪害対策にも配慮しており、地域の五輪塔を保存しようとする町会の熱意も感じられる。

この五輪塔は、平成8年（1996）12月3日に弘前市文化財（建造物）に指定された。

9 指定事由

青森県内に現存する中世の資料は少なく、とりわけ文書資料は特に少ないが、五輪塔は、残欠部分などを含めると 50 基ほど残っている。この五輪塔は空・風輪を欠くが、押しつぶされた様な水輪の形から、鎌倉前期の造立と思われる五輪塔で、本

県では最古級のものである。完形品ではないが、鎌倉時代前期の本県の歴史を物語る資料として貴重であり、指定に値するものである。

弘前市・乳井神社五輪塔の写真



正面



後部がかなり破損している



水輪（種字のバンがかすかに分かる）

【参考資料・保存管理の状況】

乳井神社五輪塔上屋（収納）



県重宝（考古資料）の指定について

- 1 文化財の種別 県重宝（考古資料）
- 2 名称及び員数 はましり やかいづかしゅつどこつかくき 浜尻屋貝塚出土骨角器類 87点
- 3 所有者 東通村
- 4 所在地 下北郡東通村大字田屋字家ノ上29-2 東通村歴史民俗資料館
- 5 構造及び形式 骨角器ほか（別紙のとおり）
- 6 大きさ 別紙のとおり
- 7 沿革

浜尻屋貝塚は、尻屋崎灯台の南約2kmに位置し、標高10mほどの海岸段丘に立地する。平成5年に東通村史編纂事業の一環として初めて発掘調査が行われ、平成12年から14年までは、東通村教育委員会により遺跡の範囲確認調査が行われた。

調査により、貝塚・掘立柱建物跡・カマド状遺構・井戸・集石遺構しゅうせきいこうなどが検出され、多くの陶磁器・古銭・骨角器なども出土した。貝塚から出土した貝は、アワビが主体を占めていること及び出土遺物の年代から、14世紀前半から15世紀末のアワビなどの加工に関わる遺跡であると考えられている。平成18年に国の史跡に指定された（指定地面積：32598.60㎡）。

指定対象とした骨角器類の種類と点数は以下のとおりである。離頭銚りとうもり もりがしら（銚頭）5点・中柄なかえ25点・骨鏃こつぞく20点・銚もり1点・疑餌針ぎじばりの軸5点・針入3点・サイコロ3点・その他25点 合計 87点。

8 現況

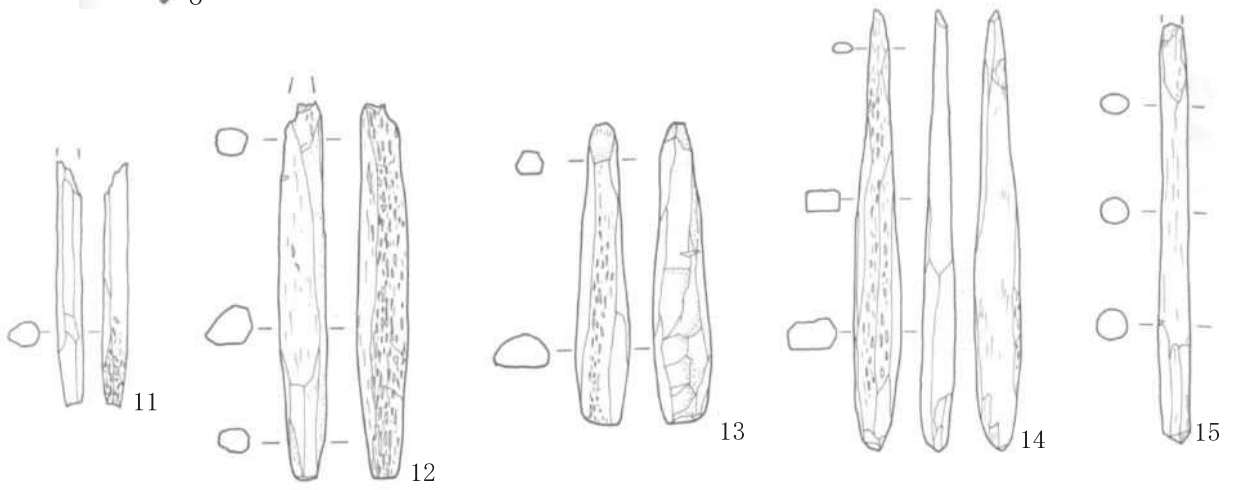
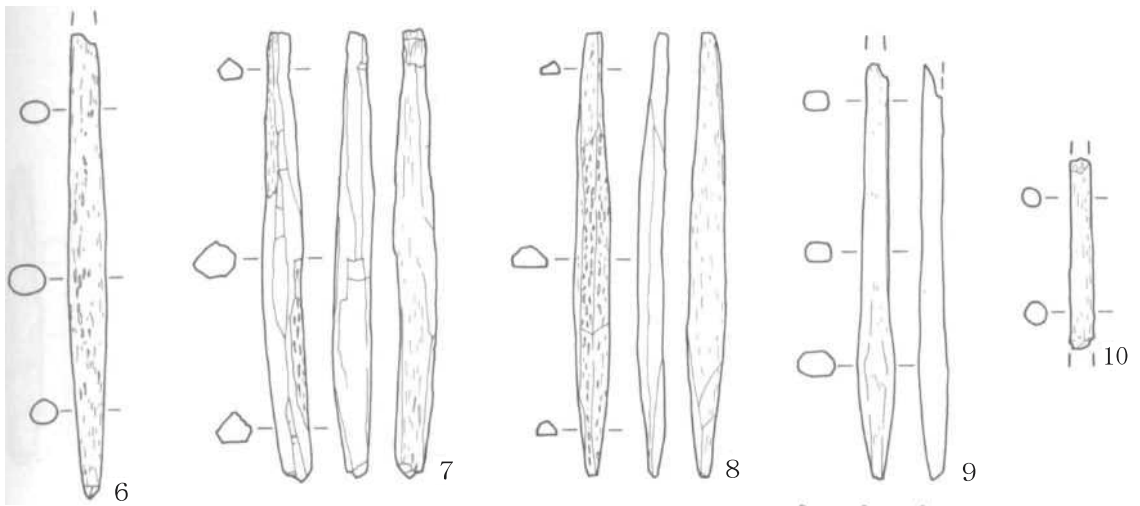
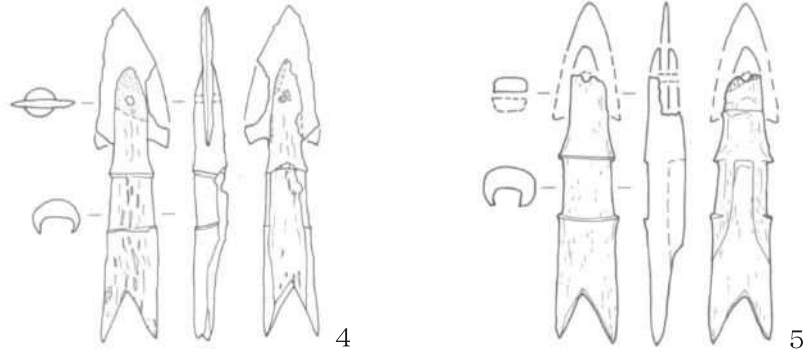
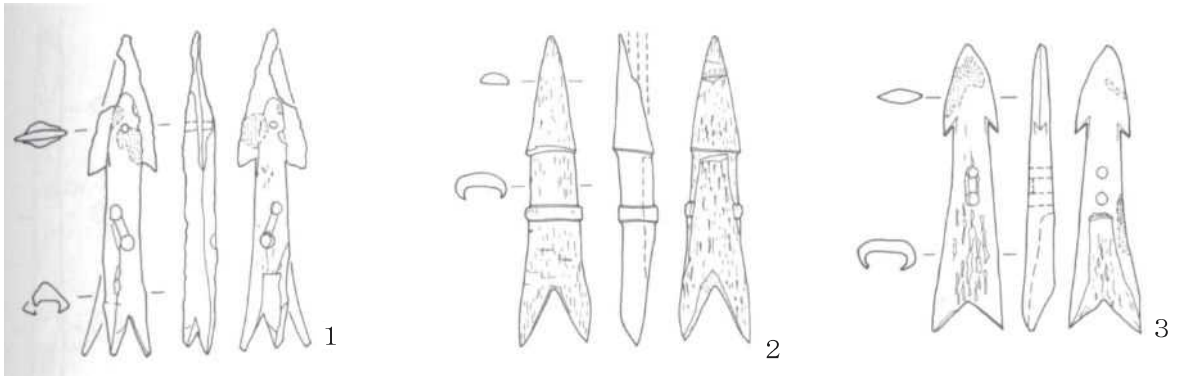
東通村（東通村歴史民俗資料館）が所蔵している。保存状態は良好である。

9 指定事由

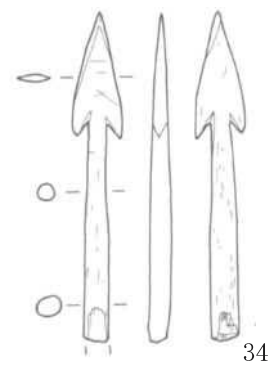
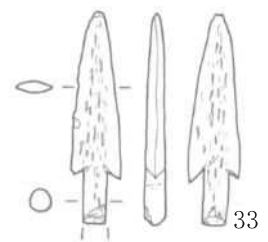
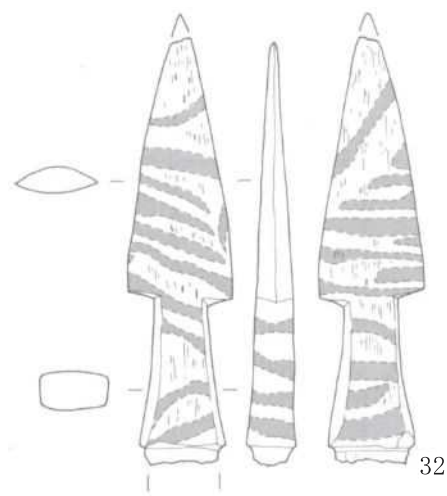
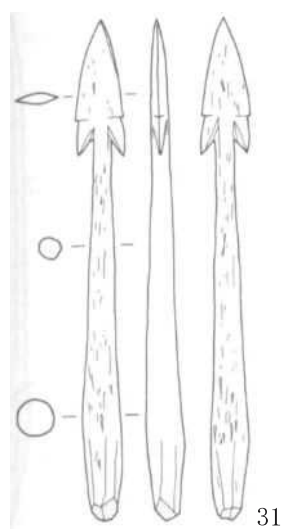
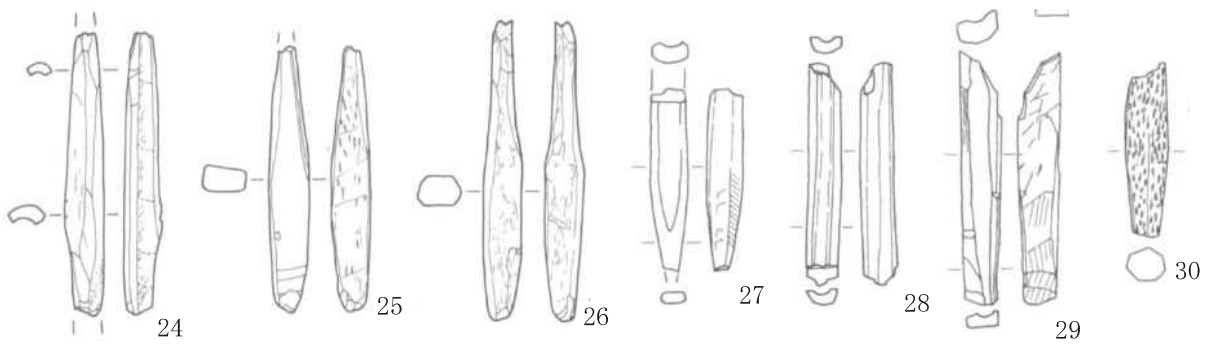
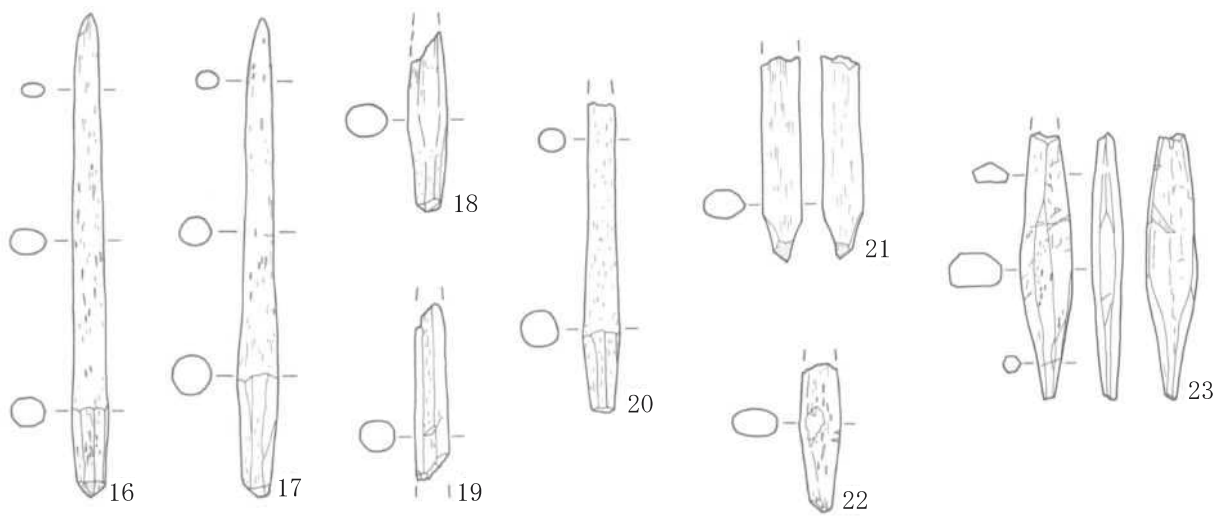
離頭銚・中柄・骨鏃は、大型の魚類や海獣猟などに用いられたと考えられるものであり、北海道の中世アイヌ文化との関連性をうかがわせる。中柄・骨鏃には、金属加工具による加工痕が認められる未製品が多く見られ、これらが当遺跡で製作されていた可能性を示している。

一方で、カツオなど暖流系の回遊魚を対象としたと考えられる疑餌針の軸も出土しており、当遺跡では、このような系統を異にする骨角器の存在が認められる。

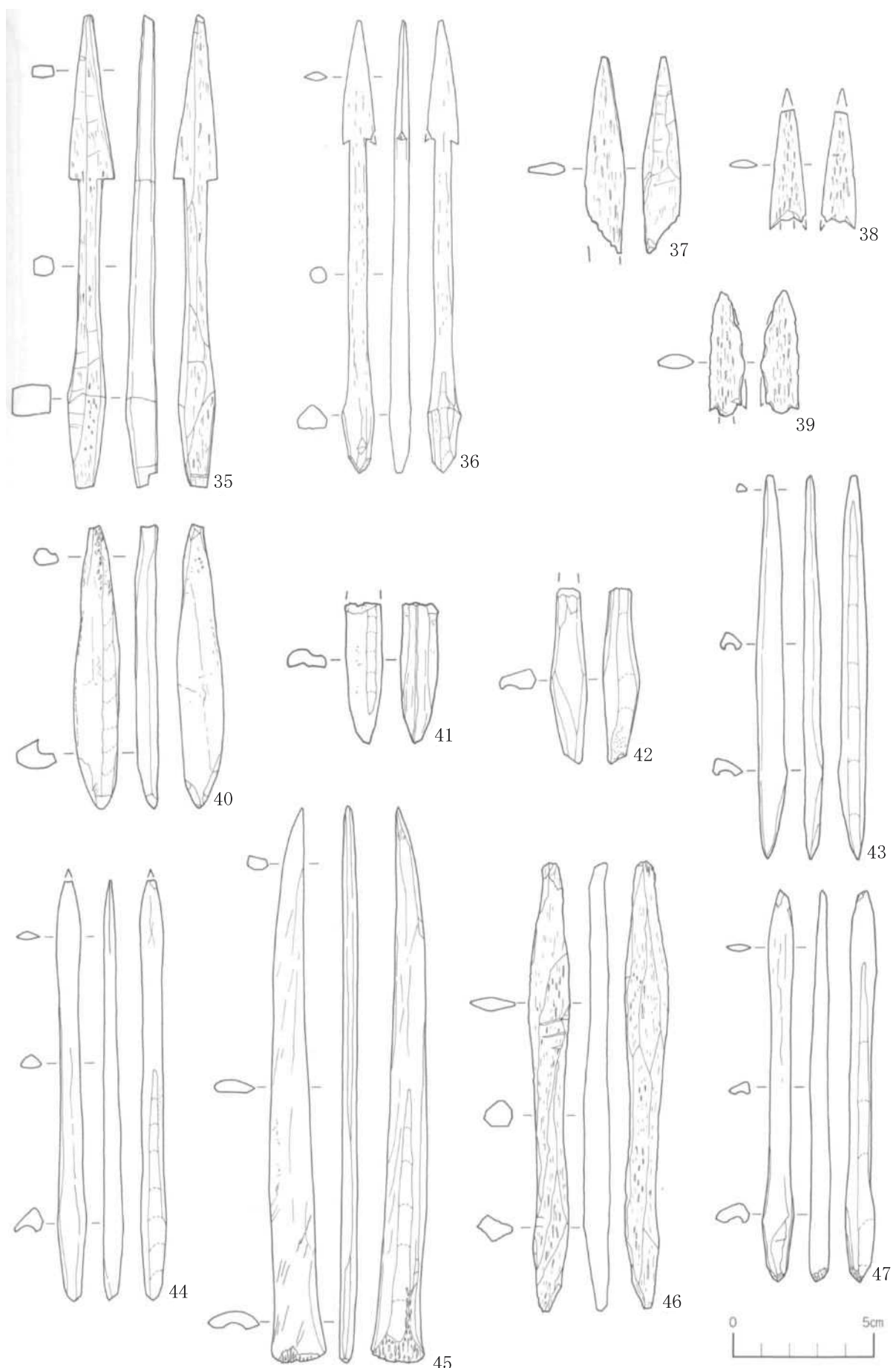
本県の中世の遺跡からは、骨角器類の出土例があまり多くない中で、当遺跡では様々な種類のものがまとまって出土している。当時における他地域との交流や漁業の在り方を具体的に示しうる、貴重な資料である。



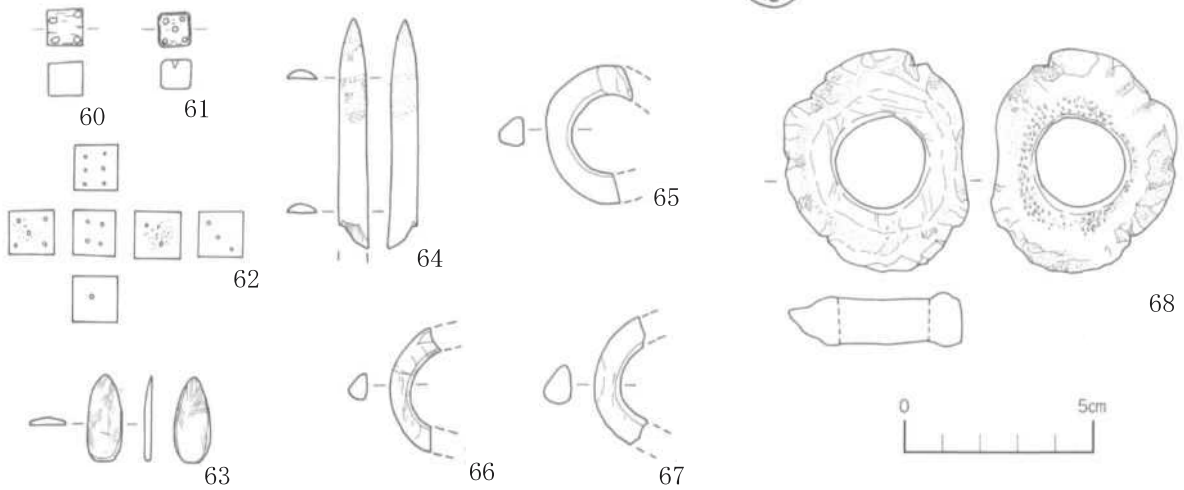
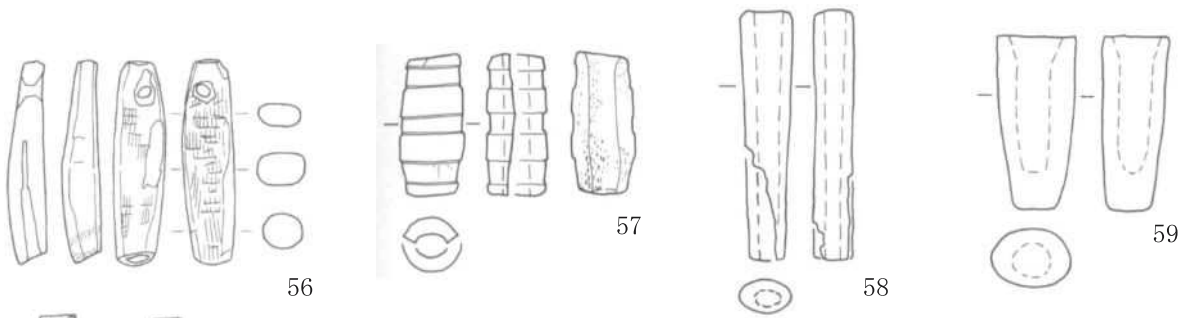
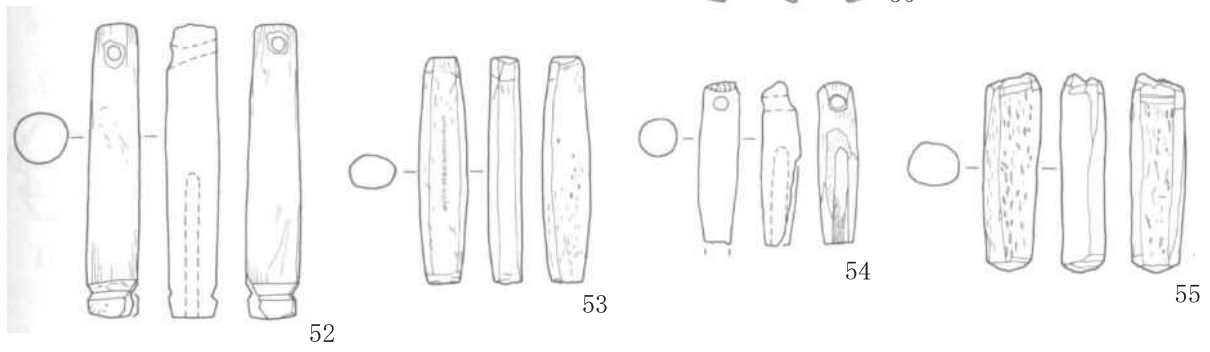
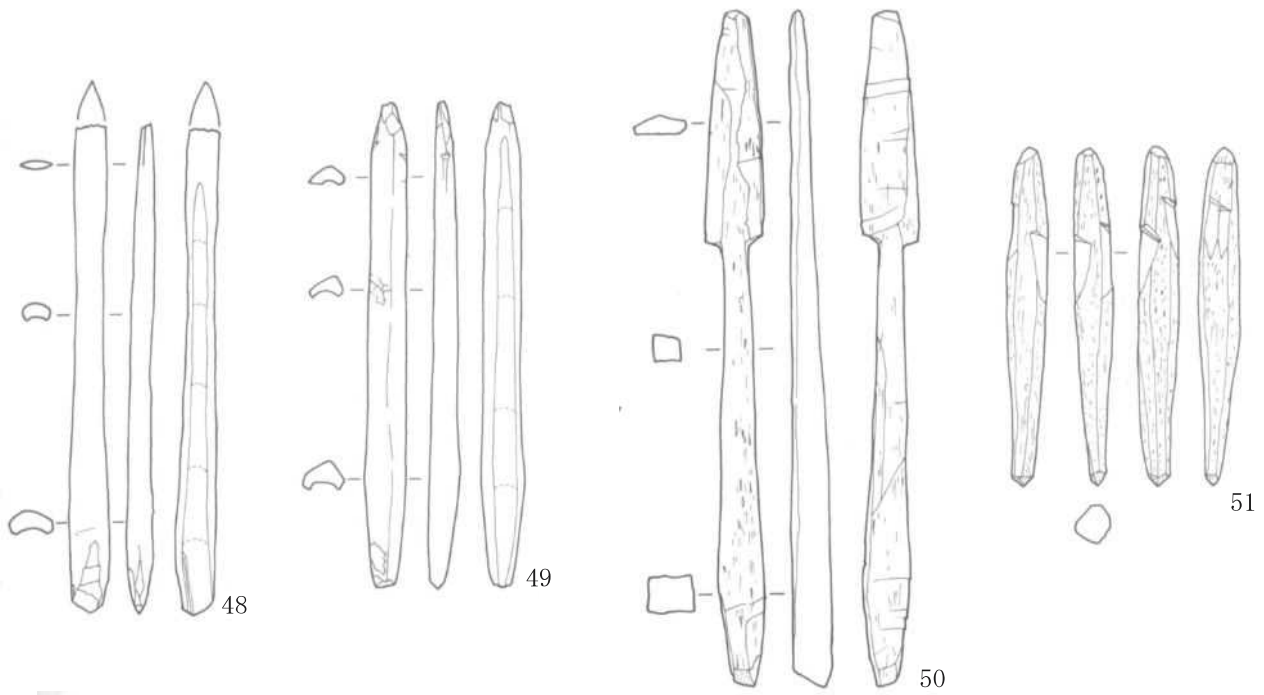
骨角器 1



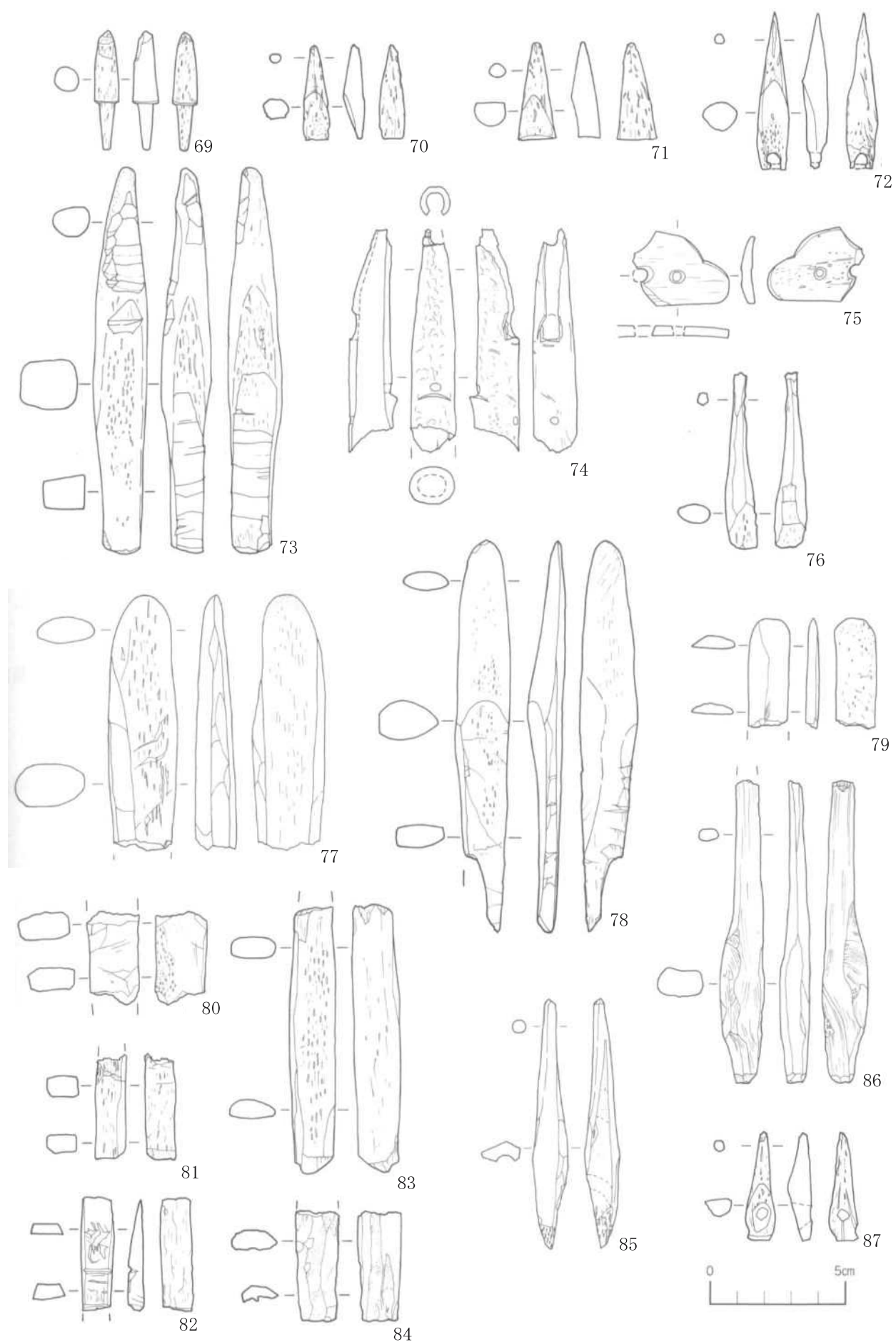
骨角器 2



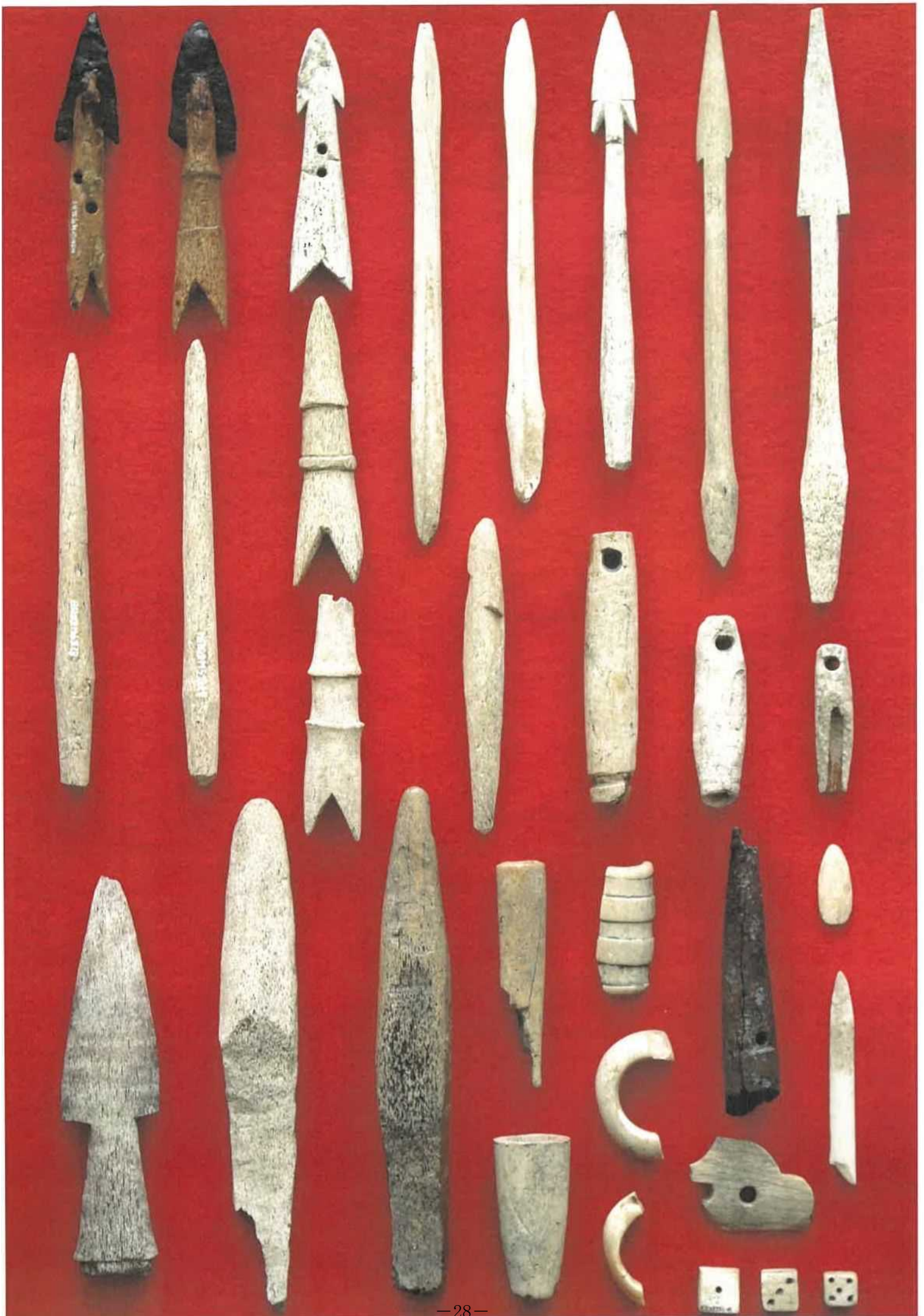
骨角器 3



骨角器 4



骨角器 5



浜尻屋貝塚骨角器計測表

番号	出土地点・層位・深さ	種類	器種	長さ(cm)	幅(cm)	厚さ(cm)	重さ(g)	素材・石質	特徴	備考
1	H7・II	骨角器	離頭銜銜頭(鉄鍍付)	8.7	1.5	0.7	6.2	鹿角	カエシ有、三又、索孔2ヶ所、一部欠損	パテ・接着剤で補修済
2	K5・II	骨角器	離頭銜銜頭	8.3	0.7	1.4	6.0	海獣骨	元来鉄付タイプ、鉄鍍付着、再加工利用	
3	L7・II	骨角器	離頭銜銜頭	7.7	1.6	0.7	3.2	鹿角	索孔縦に2ヶ所、反った作り、先端だけだと縄文系か?	
4	L7・II	骨角器	離頭銜銜頭(鉄鍍付)	9.0	1.8	0.8	8.8	海獣骨	カエシ有、二又、鉄鍍一部欠損	パテで補修済
5	M6・II	骨角器	離頭銜銜頭	9.0	1.4	1.1	7.7	海獣骨	器形的には古い、オホーツク系か?、鉄鍍があったと推測	
6	B3・II	骨角器	中柄	12.3	1.0	0.8	7.8	海獣骨	円形、先端部欠損	
7	K5・II	骨角器	中柄	11.9	0.9	0.8	10.7	海獣骨	未製品、一部破損	
8	K5・II	骨角器	中柄	11.8	1.0	0.6	5.2	海獣骨	未製品、両端切断痕	
9	K6・II	骨角器	中柄	11.0	1.0	0.7	6.2	鹿角	楕円形、先端部欠損	
10	L5・II	骨角器	中柄	5.0	0.6	0.6	1.1	海獣骨	円形、中間部分残存	
11	L5・II	骨角器	中柄	6.5	0.8	0.7	2.4	陸獣骨	未製品、光沢有、先端部欠損	
12	L6・II	骨角器	中柄	10.0	1.3	1.1	10.2	海獣骨	未製品、先端部欠損	
13	L6・II	骨角器	中柄	8.0	1.5	0.9	5.7	海獣骨	未製品	
14	L7・II	骨角器	中柄	11.7	1.7	0.8	5.6	海獣骨	未製品、完存	
15	M5・II	骨角器	中柄	11.2	1.0	0.9	6.7	鹿角	円形、先端部欠損、血管道残痕有	
16	M5・II	骨角器	中柄	12.3	1.0	0.8	9.5	海獣骨	完形	
17	M6・II	骨角器	中柄	12.7	1.1	1.1	12.6	海獣骨	円形、完形	
18	M6・II	骨角器	中柄	4.8	1.1	0.9	2.4	海獣骨	下部残存	
19	N5・II	骨角器	中柄	4.7	0.9	0.8	2.3	陸獣骨	円形、先端部欠損	
20	M6・II	骨角器	中柄	8.2	1.0	1.0	6.3	海獣骨	未製品、下部残存	
21	M7・II	骨角器	中柄	5.4	1.1	0.8	2.4	海獣骨	円形、中間部分残存	
22	A4・II	骨角器	中柄	3.9	1.2	0.7	1.4	海獣骨	下部残存	
23	F4・II	骨角器	中柄	7.1	1.4	0.9	5.7	不明	先端部欠損、下部切断痕	
24	K6・II	骨角器	中柄	7.5	1.0	0.5	2.4	鹿 中手・足骨	中間部分残存	
25	K7・II	骨角器	中柄	7.0	1.2	0.7	4.3	海獣骨	先端部欠損	
26	M6・II	骨角器	中柄	7.9	1.2	0.8	3.7	海獣骨	一部破損	
27	G-96	骨角器	中柄	4.9	1.1	0.6	3.5	鹿 中手・足骨	先端部欠損	村史調査
28	G-83	骨角器	中柄	5.9	1.0	0.7	2.6	鹿 中手・足骨	中間部分残存	村史調査
29	G-86	骨角器	中柄	6.7	1.1	0.8	3.8	鹿 中手・足骨	中間部分残存	村史調査
30	G-82	骨角器	中柄	4.7	1.3	1.0	3.1	海獣骨	下部残存	村史調査
31	I7・II	骨角器	鏃	13.2	1.0	1.0	5.3	海獣骨	カエシ有、完形	
32	K6・II	骨角器	鏃	12.1	2.3	0.8	18.0	海獣骨	12縞の筋有、先端部欠損	
33	K7・II	骨角器	鏃	5.6	1.0	0.4	1.8	海獣骨	カエシ有、先端部残存	
34	M6・II	骨角器	鏃	8.8	0.9	0.3	3.1	鹿角	カエシ有、下部欠損	
35	L6・II	骨角器	鏃	16.9	1.4	1.2	12.2	海獣骨	カエシ有、未製品、完存	
36	L7・II	骨角器	鏃	12.1	1.1	0.9	6.2	鹿	カエシ有、一部欠損	
37	M6・II	骨角器	鏃	7.0	1.3	0.6	2.5	海獣骨	カエシ有、先端部残存	
38	M6・II	骨角器	鏃	4.3	1.0	0.3	0.8	海獣骨	カエシ有、先端部残存	
39	N5・II	骨角器	鏃	4.5	1.3	0.6	1.3	海獣骨	カエシ有、先端部残存	
40	E5・II	骨角器	鏃	10.1	1.4	1.0	6.8	鹿 中手・足骨	未製品	
41	F1・II	骨角器	鏃	5.0	1.4	0.7	2.1	鹿	上部欠損	
42	F2・II	骨角器	鏃	6.3	1.1	0.7	3.3	鹿	上部欠損	
43	K7・II	骨角器	鏃	13.7	1.2	0.7	6.1	鹿角	カエシ無、完形	
44	L7・II	骨角器	鏃	15.0	1.0	0.9	7.5	鹿角	カエシ無、完形	
45	L7・II	骨角器	鏃	19.9	1.9	0.6	12.4	鹿角	未製品、擦痕有	
46	L7・II	骨角器	鏃	16.0	1.6	0.5	11.1	海獣骨	未製品	他1点接合
47	M6・II	骨角器	鏃	13.9	1.3	0.7	5.1	鹿角	カエシ無、一部欠損	
48	M6・II	骨角器	鏃	12.9	1.2	0.7	7.0	鹿角	カエシ無、一部欠損	
49	M7・II	骨角器	鏃	12.9	1.3	0.8	7.4	鹿角	カエシ無、一部欠損	
50	H7・P3	骨角器	鏃	18.0	1.3	1.0	12.6	海獣骨	未成品、一部欠損	柱穴
51	M6・II	骨角器	銚	9.0	0.9	1.0	7.9	海獣骨	未製品、多面体、意図的な切断痕	
52	F2・III	骨角器	擬餌針	7.8	1.4	1.4	11.8	不明	鉄鍍付着、索孔有、一部欠損	他1点接合
53	M5・II	骨角器	擬餌針	6.0	1.3	0.9	6.2	海獣骨	未製品	
54	M6・II	骨角器	擬餌針	4.3	1.0	1.1	2.7	鹿角	鉄鍍付着、索孔有、一部欠損	
55	M6・II	骨角器	擬餌針	5.3	1.4	1.2	9.6	海獣骨	未製品	
56	G-13	骨角器	擬餌針	5.5	1.6	1.2	7.3	海獣骨		村史調査
57	L7・II	骨角器	針入れ	3.8	1.6	0.7	3.4	マジキ	筒状、破損品	
58	M7・II	骨角器	針入れ	6.6	1.4	0.9	5.8	陸獣骨 中手・足骨	筒状、内部充填、一部破損	
59	K6・II	骨角器	針入れ	4.0	2.1	1.6	12.0	鹿角	円筒加工品	
60	G-95・40~50cm	骨角器	サイコロ	1.0	1.0	1.0	0.6	海面室の海獣骨		村史調査
61	G-117・10~20cm	骨角器?	サイコロ	0.8	0.8	0.8	0.7	エナメル質の骨か		村史調査
62	E2・II	骨角器	サイコロ	1.2	1.1	1.2	1.3	家畜動物 牛か馬	鉄釘刺突痕	
63	M6・II	骨角器	不明	2.3	1.0	0.2	0.1	海獣骨 歯	擦痕有、光沢有	
64	M7・II	骨角器	不明	6.1	0.8	0.3	0.5	不明	光沢有、下部欠損、先端部付着物有	
65	K4・II	骨角器	不明	3.7	0.7	0.8	3.8	マッコウクジラ 牙	光沢有、破損品	
66	L6・II	骨角器	不明	3.3	0.3	0.7	1.6	マッコウクジラ 牙	光沢有、破損品	
67	T2(F8)・30cm	骨角器	不明	3.3	0.7	1.1	3.1	マッコウクジラ 牙	光沢有、破損品	サンプリング
68	G2・III	骨角器	不明	6.0	4.6	1.5	26.3	鹿角・角座	一部破損	
69	M7・II	骨角器	不明	4.4	0.9	0.9	1.8	海獣骨	一部破損	
70	K7・II	骨角器	不明	3.5	0.9	0.7	0.6	カモシカ角先	未製品	
71	L7・II	骨角器	不明	3.6	1.2	0.9	2.1	カモシカ角先	未製品	
72	K7・II	骨角器	不明	5.8	1.3	0.6	3.0	カモシカ角先	一部欠損	
73	F4・II	骨角器	不明	14.3	2.1	1.8	39.3	海獣骨	棒状、磨き、完存	
74	E4・II	骨角器	不明	8.3	1.6	1.4	11.1	不明	カエシ有、索孔2ヶ所、先端部欠損	
75	K7・II	骨角器	不明	3.5	2.5	0.5	4.3	海獣骨	索孔有	
76	K7・II	骨角器	不明	6.5	1.2	0.7	2.1	海獣骨	完存	
77	E4・II	骨角器	不明	9.5	2.6	1.6	25.2	海獣骨	へら状、下部欠損	
78	I7・II	骨角器	不明	14.5	2.2	1.4	24.0	海獣骨	へら状、擦痕有、下部欠損	
79	M7・II	骨角器	不明	4.1	1.7	0.5	2.1	陸獣骨	へら状	
80	K7・II	骨角器	不明	3.5	2.0	1.0	4.3	海獣骨	短冊状、中央残存	
81	L4・II	骨角器	不明	3.9	1.2	0.8	2.0	海獣骨	短冊状、上部欠損	
82	L6・II	骨角器	不明	4.3	1.3	0.4	1.8	マジキ	短冊状、擦痕有、小動物の噛跡?	
83	M6・II	骨角器	不明	9.9	1.7	0.8	12.4	海獣骨	短冊状、中央残存	
84	M7・II	骨角器	不明	4.2	1.7	0.7	3.3	陸獣骨	短冊状、上部欠損	
85	K5・II	骨角器	不明	9.2	1.5	0.8	7.3	陸獣骨	光沢有、完存	
86	M6・II	骨角器	不明	11.2	1.7	1.1	8.2	マグロ	先端部欠損	
87	H7・P20	骨角器	不明	4.0	1.0	0.7	0.9	カモシカ角先	索孔有、完存	柱穴

県無形民俗文化財の指定について

- 1 文化財の種別 県無形民俗文化財
- 2 名称 つがる なのかどうまつり
津軽の七日堂 祭
- 3 所在地 いわきやま
弘前市百沢 岩木山神社
おに
弘前市鬼沢 鬼神社
さるか
平川市猿賀 猿賀神社
- 4 保護団体の名称及び住所
岩木山神社百沢町会氏子 弘前市大字百沢字笹平 8 番地 2 1
鬼神社氏子総代 弘前市大字鬼沢字菖蒲沢 1 4 5 番地 1
猿賀神社猿賀町会氏子 平川市猿賀石林 1 7 5

5 由緒及び沿革

津軽の七日堂(注)祭は、弘前市の岩木山神社と鬼神社、平川市の猿賀神社で行われる農作物の作柄や天候を占う行事であり、岩木山神社と猿賀神社では旧暦 1 月 7 日、鬼神社では旧暦 1 月 29 日に行われている。

岩木山神社について、大正 13 年(1924) 神祇院遍『官国幣社特殊神事調』によると、

古くは修正会と称し、正月 1 日より社頭に栗の木を樹て、神主並びに岩木山光明院百沢の別当、何れも参籠齋宿し、7 日夜に至りて別当は大堂とて今の拝殿内で仏道を修し護摩を焚き、鼓・鉦・鐘の 3 器を以て拍子を合せ、神主亦牛王宝印と称するものを諸人に授け、且柳の行事として枝條に守札を附し、これを左右上下して共に祈年を兼ね、其の年の豊凶を卜したるに濫觴せるものと云ふ。

とあり、旧暦正月の 7 日夜に護摩焚きや柳の行事が行われ、祈年とともにその年の豊凶を占っていたことなど、明治元年(1868)の神仏分離以前の様子が分かる。

この調では、大正時代に入ってから行事についても記されており、それらは現在岩木山神社で行われているものと変わりが無い。

一方、鬼神社では、旧暦 1 月 7 日に行われていたが、文化 10 年(1813)に起こった一揆で、鬼沢の民次郎が処刑されてから集会を禁じられたため、行われていなかったが、昭和 15 年旧暦 1 月 29 日に岩木山神社の指導を受け再興した。岩木山神社との違いは、三拍子で大きな太刀(田の畔切)・平鉞・三本鉞・鎌が加わって行うことである。

この他に臼鍋餅^{うすなべもち}といって3枚の大きな丸餅の下に米を敷き、餅に付いた米の状態^わで早稲^せ・中稲^{なかて}・晩稲^{おくて}の豊凶を占う行事があり、これは、津軽地方の農家で小正月に行われていた臼伏せ^{うすぶ}という行事を取り入れたものと考えられる。

また、猿賀神社では柳の行事が残されており、柳からみ神事といって柳を盤上に月の数打ち付け、折れて散らばった枝の様子を見て稲作の豊凶や天候を占い、その後、ごまの餅撒き神事で紅白の切り餅を撒く。

このように、古くは修正会の最終日に行われていた仏教儀式に作柄や天候の占いなどが氏子たちにより取り入れられ、神仏分離により神事として伝えられたものと考えられる。

6 現況

現在の各神社の行事は、神仏分離後のものであり、主に神職と氏子により執り行われ、行事の構成はそれぞれで異なるが、3神社共に伝承を守っている。

平成14年に鬼神社の七日堂祭が弘前市無形民俗文化財に指定され、平成21年には、岩木山神社、鬼神社、猿賀神社で行われている七日堂祭が国の記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財に選択されている。

7 指定事由

津軽地方における作柄や天候の占いなどを古くから伝えており、特に柳を使用した占いは、稲作との深い関係を伝えており貴重である。

注)

七日堂：特定の神社を指すものではなく、旧暦1月7日に行われる儀式であることに由来するとされている。

(参考1) 行事の概要

行う神社	岩木山神社 (弘前市)	鬼神社 (弘前市)	猿賀神社 (平川市)
行事の名称	七日堂神賑祭	七日堂祭 (二十九日堂祭)	七日堂大祭
期日	旧暦1月7日	旧暦1月29日	旧暦1月7日
場所	拝殿	社務所	拝殿
行事の順序	<ul style="list-style-type: none"> ・修祓 ・宮司一拝 ・祝詞奏上 ・御柳神事<small>みやなぎ</small> ・御宝印神事<small>ごほういん</small> ・玉串奉奠 ・御神燈点火神事<small>ごしんとうてんか</small> ・三拍子神事 ・散米神事 ・本年新嘗祭献穀献酒者並福運大木札の抽籤 ・宮司一拝 	<ul style="list-style-type: none"> ・修祓 ・祝詞奏上 ・玉串奉奠 【神職退出】 ・御神火行事<small>ごしんか</small> ・御柳行事<small>おんやなぎ</small> ・御寶印行事<small>ごほういん</small> ・三拍子行事 ・臼鍋餅行事 (早稲中稲晚稲行事) 	<ul style="list-style-type: none"> ・修祓 ・宮司一拝 ・祝詞奏上 ・玉串奉奠 ・柳からみ神事 ・ごまの餅まき神事 ・宮司一拝 ・鏡ヶ池での散供打ち

(参考2) 神事の担い手

神社名	担い手	担う行事
岩木山神社	神職	御柳神事、御宝印神事、御神燈点火神事、散米神事の執行
	氏子	御柳神事で用いる柳、宝印神事で用いる胡桃の準備、三拍子の神事の執行
鬼神社	神職	前日用具を祓い清めるが当日の行事には関与しない (神事が終了すると退出)
	氏子	すべての行事は氏子のみ
猿賀神社	神職	ごまの餅まき神事の執行
	氏子	柳からみ神事の執行
	参詣者	散供打ち

【岩木山神社】

(御柳神事)



(御宝印神事)



(三拍子神事)



【鬼神社】

(三拍子行事)



(臼鍋餅行事)



【猿賀神社】

(柳からみ神事)



(ごまの餅撒き神事)

